

平塚市 避難行動要支援者避難支援指針

(令和2年(2020年)2月)

改正 令和4年(2022年)9月

令和5年(2023年)3月

平 塚 市

目次

はじめに

第1編 指針編

第1章 総則	1
1 指針策定の目的	1
2 本改訂の主眼	2
3 本指針の位置づけ	2
4 本指針の構成	3
第2章 避難行動要支援者支援制度	4
1 避難行動要支援者支援制度について	4
2 避難行動要支援者の定義	5
3 避難支援個別計画の定義	7
4 避難支援等関係者の定義	7
(1) 平塚市消防本部及び平塚市消防団	
(2) 神奈川県平塚警察署	
(3) 民生委員児童委員	
(4) 自治会及び自主防災組織	
(5) 高齢者よろず相談センター	
(6) 平塚市社会福祉協議会	
5 その他関係団体等の定義	7
(1) 神奈川県平塚保健福祉事務所	
(2) 福祉事業者等	
6 役割と連携	8
(1) 支援における役割	
(2) 支援における連携	
7 本指針の推進体制	13
8 本指針の見直し等	13

第2編 対策編

第1章 平常時の対策	15
第1節 避難行動要支援者名簿の作成・共有・管理	15
1 避難行動要支援者名簿の作成	16
(1) 避難行動要支援者名簿情報の抽出方法	
(2) 避難行動要支援者名簿の記載項目	
2 避難行動要支援者名簿の共有	18
(1) 避難行動要支援者名簿登載・同意確認等の流れについて	
(2) 平常時における避難行動要支援者名簿の提供	
(3) 災害発生時等における避難行動要支援者名簿の提供	
3 避難行動要支援者名簿の管理	20
(1) 本市における避難行動要支援者名簿の情報の管理	
(2) 避難行動要支援者名簿提供における個人情報保護の考え方	
第2節 個別避難計画	22
1 個別避難計画の作成	22
(1) 避難支援者の選出	
(2) 個別避難計画に定める内容	
(3) 個別避難計画の作成の推進体制	
(4) 個別避難計画の作成時期	
第3節 情報伝達と避難施設	26
1 避難情報等の発令・伝達ルートの特明確化	26
(1) 情報伝達ルート	
(2) 情報伝達手段	
(3) 要配慮者利用施設への情報伝達	
2 避難施設等の整備	28
(1) 避難所における避難行動要支援者受入れのための整備	
(2) 福祉避難所等の指定	
第4節 普及啓発等	29
1 防災意識の啓発	29
(1) 防災訓練等の実施	
(2) マイタイムラインの作成	
(3) 避難行動要支援者及びその家族等の防災意識の啓発	
(4) ハザードマップの活用	
(5) 避難行動要支援者マップの作成	

第2章 災害発生時等の対応	33
第1節 避難行動支援	33
1 避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認	33
(1) 避難行動要支援者への避難情報等の伝達	
(2) 避難経路	
(3) 避難行動要支援者の避難誘導・安否確認・避難支援	
2 平塚市消防本部及び神奈川県平塚警察署等への情報提供	35
第2節 避難生活支援	37
1 避難所における支援	37
(1) 避難行動要支援者に対する相談業務の実施	
(2) 避難行動要支援者に配慮した避難所の設置・運営	
(3) 避難行動要支援者に配慮した物資の供給	
(4) 避難所での情報伝達	
(5) 保健福祉サービスの提供	
2 避難所外の避難行動要支援者への支援	38
(1) 情報収集と情報提供	
(2) 保健福祉サービスの提供	
(3) 物資の提供	
3 応急仮設住宅への入居	39

資料編

1 平塚市避難行動要支援者支援制度要綱	40
2 避難行動要支援者対策イメージ	51
3 避難支援における役割分担一覧	52
4 台風や大雨等の災害発生までの避難行動要支援者におけるタイムライン(例)	53
5 大規模地震(災害)発生以降の共助と公的支援の連携イメージ	54

はじめに

東日本大震災や阪神・淡路大震災をはじめとした大地震や、近年、頻繁に発生している集中豪雨や台風による風水害等、迅速な避難行動が必要となるような大災害において、高齢者や障がい者等の自力で避難することが困難な方が、被災する事例が多くなっています。

こうした教訓を踏まえ、国では、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、平成25年（2013年）6月に災害対策基本法を一部改正するとともに、それ以前の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を全面的に改訂し、同年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を作成しました。改正された災害対策基本法では、地域防災計画の定めにより避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難支援に必要な細目について個別に計画を定めることを全国の市町村に求める内容となっています。

これらの改正等を受け、平塚市では、平成21年度（2009年度）に策定した「平塚市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」を、平成26年（2014年）8月に「平塚市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に改訂し、これまでの実施内容及び効果について検討した上で、その結果を基に平塚市自治会連絡協議会や民生委員児童委員協議会へのヒアリングを実施したところ、対象者の見直し等様々な声をいただきました。

そこで、これらの地域の声を踏まえ、さらに実効性のある制度とするために、これまでの「平塚市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を「平塚市避難行動要支援者避難支援指針」として改訂するとともに、「平塚市避難行動要支援者登録制度」（平成26年（2014年）8月25日施行）（以下「旧制度」といいます。）を新たに「平塚市避難行動要支援者支援制度」として運用し、避難行動要支援者への支援対策をさらに進めてまいります。

第1編 指針編

この平塚市避難行動要支援者避難支援指針は、国の「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」における「全体計画」に相当するものです。第1編では、避難行動要支援者へ支援にあたっての本市や地域での取組みに関する基本的な指針を定めます。

第1章 総則

1 指針策定の目的

過去の大規模災害を教訓として、いつ起こるか分からない災害に対応するためには、国や地方公共団体の支援である「公助」だけではなく、自らの命は自らで守る「自助」や、近隣が互いに助け合う「共助」が重要です。

平塚市では、平成21年度（2009年度）に「平塚市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」を策定し、平成26年（2014年）8月に「平塚市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に改訂し、「共助」を推進してきました。今回、新たに改訂する「平塚市避難行動要支援者避難支援指針」（以下「本指針」といいます。）では、地震、風水害、大規模な火事等の災害対策基本法第2条第1項に基づく災害（以下「災害」といいます。）が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」といいます。）に、次の定義による「避難行動要支援者」が適切かつ円滑な避難支援ができるよう、市における基本的な考え方や進め方を明らかにします。

この計画により自助・共助・公助での役割や連携体制を確認しながら、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を進め、地域の安心・安全を確保することを目的とします。

【要配慮者と避難行動要支援者】（災害対策基本法 第四十九条の十）

要配慮者

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等の
防災施策において特に配慮を要する者

避難行動要支援者

自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ
迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者

2 本改訂の主眼

現在、日本は人生 100 年時代と呼ばれる健康寿命が世界一の長寿社会を迎えています。高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題とされる今日においては、地域と行政が一丸となって避難行動要支援者への支援に取り組むことが必要です。そうした中、これまでの取り組みでは、避難支援者の確保が困難で個別避難計画の作成がなかなか進まない等の課題が浮き彫りとなっていました。これらの課題を踏まえた上で、地域の方がより避難支援に取り組みやすく、有効な支援体制を構築できる環境づくりをさらに進め、避難行動要支援者の方の安心安全を充実することを改訂の主眼としています。

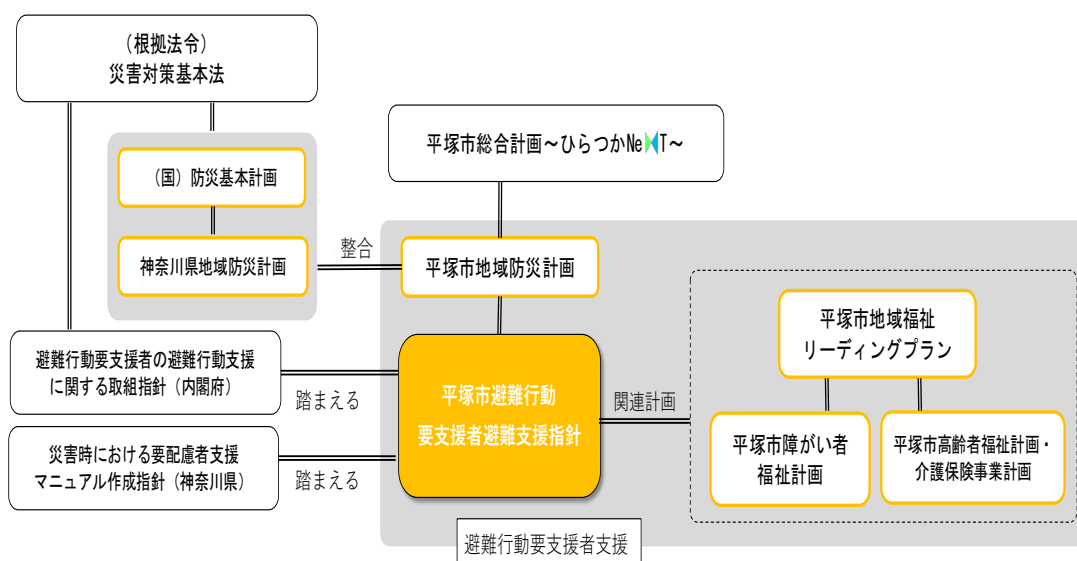
◆これまでの主な課題

- ・ 地域で支援をする側になって欲しい方が登録の対象になっている。
- ・ 避難支援の方法が決まらず、個別避難計画の作成がなかなか進まない。

3 本指針の位置づけ

本指針は、内閣府が定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年（2013 年）8 月）における「全体計画」であり、平塚市地域防災計画の下位計画として位置づけ、平成 25 年（2013 年）の災害対策基本法改正とそれに伴う国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び県の「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」を踏まえ、避難行動要支援者支援に関する基本的な指針や対策等について必要な事項を定めるものです。

【本指針の位置づけイメージ】



なお、福祉部局が策定している「平塚市地域福祉リーディングプラン」等の各計画とも連携し、避難行動要支援者への支援を推進します。

【参考】「平塚市地域福祉リーディングプラン（第4期平塚市地域福祉計画）」（抜粋）

避難行動要支援者等に対する支援体制の充実

（取組の方向性）

福祉サービス事業者を含む地域における支えあいの枠組みの中で、災害時における高齢者や障がい者の避難行動を支援する取組を強化します。

（事業の概要）

介護保険や障がい福祉の相談業務において得られた避難行動要支援者等の情報を、同意に基づいて活用することで、災害時における支援体制を整備します。

（数値等目標）

福祉サービス事業者と連携した避難行動要支援者等への支援のあり方を確立することを目標として設定しました。

数値等目標

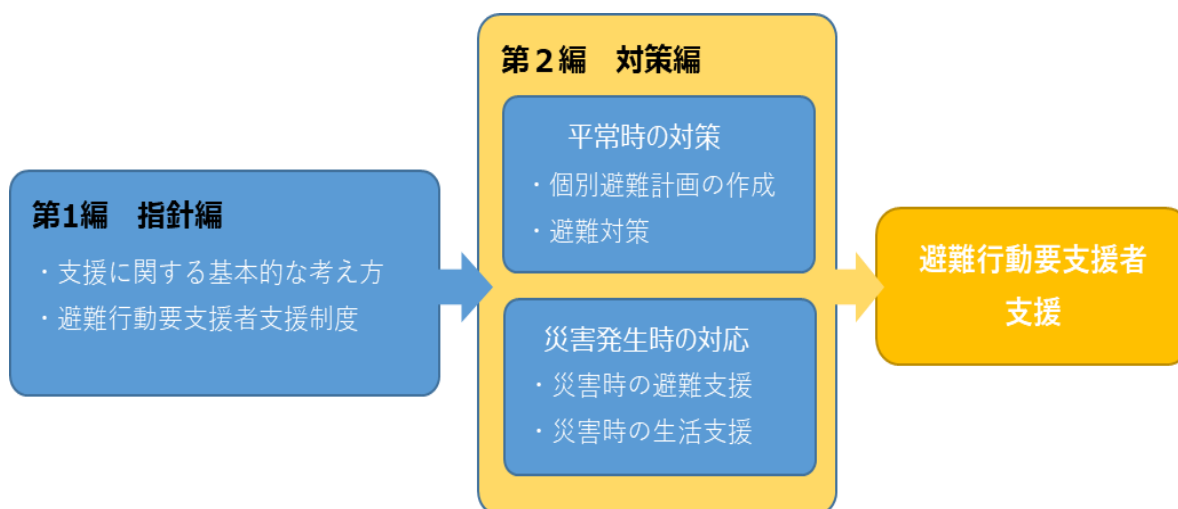
現状 福祉情報を活用した避難行動要支援者等への支援のあり方検討

中間 福祉情報を活用した避難行動要支援者等への支援の試行

最終 試行を踏まえた避難行動要支援者等への支援の拡充

4 本指針の構成

避難行動要支援者への支援にあたっては、関係団体等の主体的な参画や相互の連携が不可欠です。本指針では、これら連携等について、第1編で基本的な考え方やその役割等を明らかにした上で、第2編において、次のとおり平常時の取組みと災害時の対応に分けて記載し、避難行動要支援者の支援に取り組めます。



第2章 避難行動要支援者支援制度

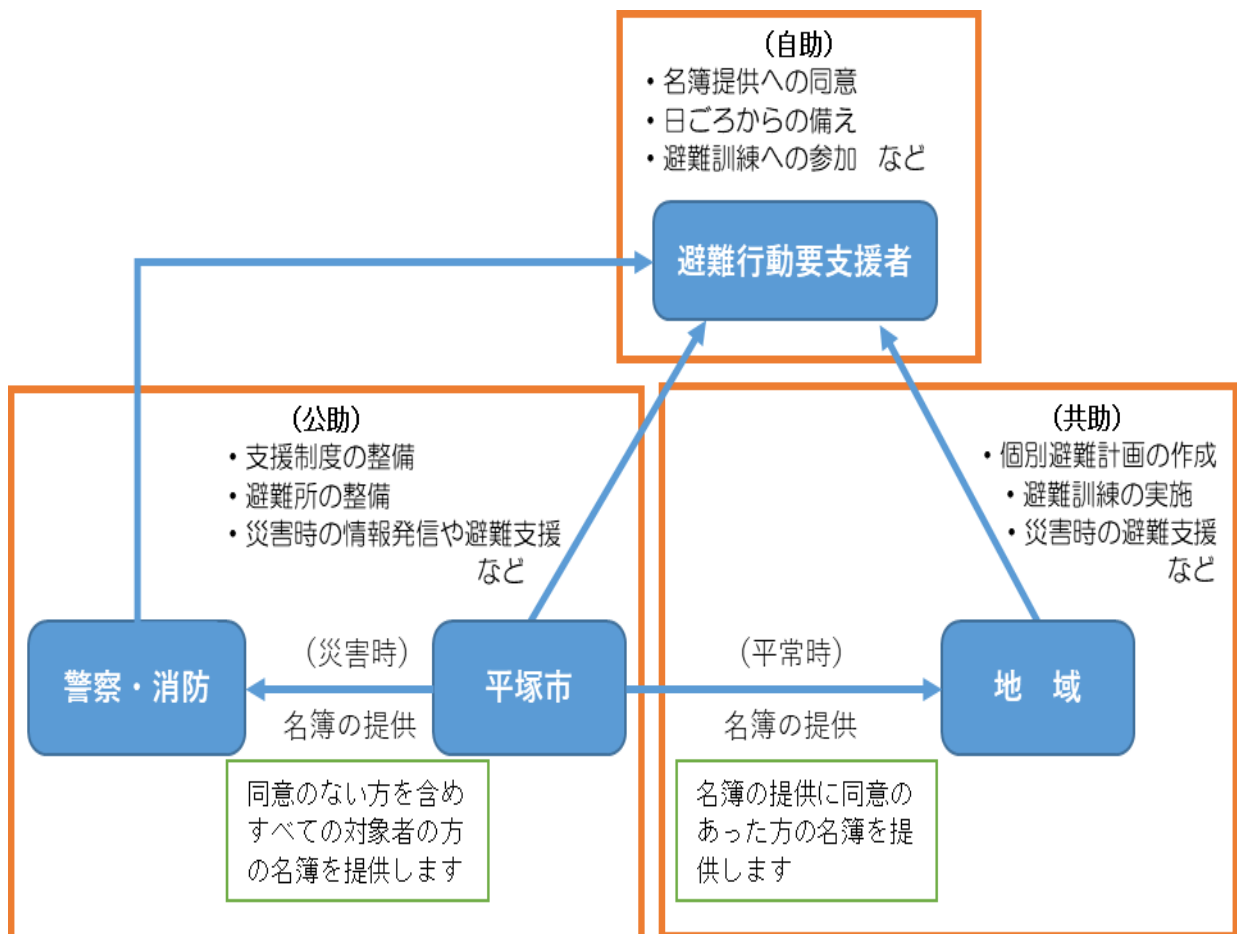
1 避難行動要支援者支援制度について

平常時から本市の避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者が在住する地域ごとの実情に応じた、防災等関係者及び地域住民の代表者や民生委員児童委員等の協力を得ながら共助により避難支援個別計画（個別避難計画）を作成し、災害発生時等に共助により避難行動要支援者へ支援を行う体制を構築する制度です。

本指針の運用に伴い、制度名称を「平塚市避難行動要支援者支援制度」（以下「新制度」といいます。）として運用します。

なお、旧制度に既に登録している方のうち、新制度への登録に同意する方は、引き続き制度の対象者として扱います。また、要件に該当しない方でも、自らの命を主体的に守るため、必要に応じて支援を申し出ることが出来る仕組みとしています。

【参考】 避難行動要支援者支援制度のイメージ



2 避難行動要支援者の定義

本市では災害対策基本法で定める避難行動要支援者について、次の要件に該当するものと定義し、また、次の要件に該当しない方であっても、様々な状況等により本人や家族からの申し出等があった場合には、柔軟に対応するものとします。

本指針における避難行動要支援者

- ①75歳以上のひとり暮らしの者
- ②介護保険法による要介護状態区分で3以上の認定を受けている者
- ③次の障がい者手帳を所持している者
 - ・身体障がいの程度が1級又は2級の者
 - ・知的障がいの程度がA1又はA2の者
 - ・精神障がいの程度が1級の者
- ④指定難病医療費支給認定患者（人工呼吸器装着等日常生活要支援者）、小児慢性特定疾病児童等（医療的ケアが必要な者）
- ⑤「平塚市避難行動要支援者登録制度」「平塚市災害時要援護者登録制度」登録者のうち、本制度への登録に同意する者
- ⑥前各号に掲げる者のほか災害時において支援が必要な者

※上記の要件に該当する方のうち、特別養護老人ホーム等の要配慮者利用施設に長期入所している方や長期入院している方については、当該施設内での共助によって安全確保等の対応が可能と考えられるため、対象者としていません。

これまでの制度で避難行動要支援者の要件の一つを「65歳以上のひとり暮らし、寝たきり、認知症のいずれかの者又は高齢者のみの世帯及びこれに準ずる者」としていましたが、国及び本市における要介護・要支援認定率が75歳を境に格段に上がることや円滑かつ迅速な避難の確保を図るため同居家族の有無が要件の一つとなり得ること、また、65歳以上の方の多くは、支援者として地域で活動されることが期待できることから、「75歳以上のひとり暮らしの者」に変更しています。

【参考】平塚市における避難行動要支援者の状況（概況）

区 分	人 数	備 考
①75歳以上のひとり暮らしの者	6, 323	高齢福祉課 (R4.10.3 現在)
②要介護認定者（3以上）	1, 946	介護保険課 (R4.10.3 現在)
③次の障がい者手帳を所持している者 ・身体障がいの程度が1級又は2級の者 ・知的障がいの程度がA1又はA2の者 ・精神障がいの程度が1級の者	4, 196	障がい福祉課 (R4.10.3 現在)
④「平塚市避難行動要支援者登録制度」 「平塚市災害時要支援者登録制度」登録 者のうち、新制度への登録に同意する者		旧制度登録者の中、①②③に該当し ない者
⑤その他	467	①②③④に該当しないが、災害時に おいて支援が必要な者
合 計	12, 932	総人口257, 713 (R4.10.1 現在 本市統計情報)

※注 ⑤>②>③>①の優先順位で対象者の重複を除外した。

【参考】国及び平塚市における要介護・要支援認定率（平塚市介護保険課調べ）

			平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
要介護 認定率	前期高齢者	国	2.86%	2.96%	3.01%
		本市	2.92%	2.96%	3.1%
	後期高齢者	国	23.07%	23.43%	23.25%
		本市	21.72%	21.62%	21.56%
要支援 認定率	前期高齢者	国	1.35%	1.38%	1.38%
		本市	0.99%	0.96%	0.99%
	後期高齢者	国	8.82%	8.94%	8.85%
		本市	6.01%	6.4%	6.31%

3 避難支援個別計画の定義

避難支援個別計画（以下「個別避難計画」といいます。）とは、この本指針に基づいて、避難行動要支援者一人一人の特性に応じた個別に避難支援策を記載した計画を指し、災害時において、この個別避難計画に沿った避難支援を行って避難行動要支援者一人一人の安心・安全を確保することを目的としています。

この個別避難計画の作成に当たって本市は、避難支援等関係者である自治会や民生委員児童委員など福祉関係者等へ制度の周知と協力を働きかけ、支援すべき避難行動要支援者の優先度を検討し、災害危険地域等被災のリスクが高い地域や孤立の恐れがある地域の方を重点的・優先的に進めるものとします。また、指定難病医療費支給認定患者（人工呼吸器装着等日常生活要支援者）及び小児慢性特定疾病児童等（医療的ケアが必要な者）の個別避難計画については、神奈川県平塚保健福祉事務所と検討します。

4 避難支援等関係者の定義

災害発生時等において、避難行動要支援者へ適切な支援を行っていくためには、地域関係者のほか、多様な主体の参画が必要です。そこで、本指針の運用に当たって、次に掲げる団体等を避難支援等関係者と位置づけ、平常時から連携して取組を進めるものとします。

- (1) 平塚市消防本部及び平塚市消防団
- (2) 神奈川県平塚警察署
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 自治会及び自主防災組織
- (5) 高齢者よろず相談センター
- (6) 平塚市社会福祉協議会

なお、避難支援等関係者による避難支援においては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが優先されます。そのため、避難行動要支援者への避難支援は、避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、法的責任や義務を負うものではありません。

5 その他関係団体等の定義

日頃から避難行動要支援者と関わり、支援している団体等のことです。本市は、日頃から相互理解を深め、災害発生時等に必要に応じて避難行動要支援者の見守り・支援体制に係る情報共有を行うものとします。

- (1) 神奈川県平塚保健福祉事務所
- (2) 福祉事業者等

6 役割と連携

避難行動要支援者の支援のためには、数多くの団体がそれぞれの役割を持ち、相互に連携しながら取り組むことが必要です。

(1) 支援における役割

ア 本市及び避難支援等関係者の役割

本市及び避難支援等関係者の役割については次のとおりです。ただし、自助が最優先されるため、災害発生時等の役割は、可能な範囲で行うものとなります。

【平塚市と避難支援等関係者の役割】

主 体	平常時の役割	災害発生時等の役割
平塚市	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の作成及び提供 ・避難行動要支援者の情報の更新及び管理 ・地域への情報提供に係る同意について働きかけ ・地域へ情報提供した避難行動要支援者情報の更新に係る支援 ・本指針の周知、啓発及び進行政管理 ・災害や避難に関する情報伝達体制の整備 ・避難支援等関係者との協力関係の構築 ・個別避難計画の作成について避難支援等関係者への協力 ・避難所（公立小中学校）の要配慮者及び避難行動要支援者の受入態勢の整備 ・防災訓練の支援、協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報等の発令及び伝達 ・避難状況及び安否情報の把握及び指示 ・被害状況、救援ニーズの把握 ・避難所の開設 ・災害ボランティアネットワークセンターの設置及び人的、物的支援 ・避難所で対応が困難な場合、福祉避難所の開設及び誘導 ・救援要員の派遣、救援物資供給 ・関係団体、事業者への支援要請 ・高齢者よろず相談センター、事業者及び関係団体へのサービス提供の継続依頼
平塚市消防本部 及び 平塚市消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿（地域への本人同意あり）の把握及び共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動 ・人命救助、救急活動 ・避難誘導 ・避難情報等の伝達

主 体	平常時の役割	災害発生時等の役割
神奈川県 平塚警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿（地域への本人同意あり）の把握及び共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導、救出、救助 ・交通対策 ・行方不明者、死亡者への対策 ・平塚市域の安全・安心の確保
民生委員 児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿（地域への本人同意あり）の把握及び共有 ・日頃の見守り活動における同意確認及び災害時の備えに対する働きかけ ・支援が必要だと思われる方への避難行動要支援者名簿登録への働きかけ ・本市との連携による個別避難計画の作成及び更新への協力 ・避難行動要支援者に配慮した防災訓練の実施及び参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報等の伝達と安否確認 ・要配慮者及び避難行動要支援者に関する支援情報（救援ニーズ）の本市への提供 ・本市、関係団体、事業者等の連携協力
自治会 及び 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿（地域への本人同意あり）の把握及び共有 ・日頃の見守り活動における同意確認及び災害時の備えに対する働きかけ ・支援が必要だと思われる方への避難行動要支援者名簿登録への働きかけ ・本市との連携による個別避難計画の作成及び更新への協力 ・避難行動要支援者に配慮した防災訓練の実施及び参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報等の伝達と安否確認及び避難支援 ・要配慮者及び避難行動要支援者に関する支援情報（救援ニーズ）の本市への提供 ・本市、関係団体、事業者等との連携協力

主 体	平常時の役割	災害発生時等の役割
高齢者よろず相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿（地域への本人同意あり）の把握及び共有 ・総合相談支援業務等における同意確認及び災害時の備えに対する働きかけ ・関係団体、事業者等との連携協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体、事業者等との連携協力
平塚市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・日常業務における同意確認への協力 ・避難行動要支援者名簿（本人同意あり）の情報に関する更新への協力 ・BCP（業務継続計画）の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報等の伝達と安否確認への協力 ・業務の継続 ・本市、関係団体、事業者等との連携協力 ・災害時ボランティアネットワークセンターの設置及び運営

イ その他関係団体等の役割

その他関係団体等の役割については次のとおりです。避難支援等関係者との連携により、重層的な支援に繋げることを目的とします。

【その他関係団体等の役割】

主 体	平常時の役割	災害発生時等の役割
神奈川県平塚保健福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・日常業務における同意確認への協力 ・指定難病医療費支給認定患者（人工呼吸器装着等日常生活要支援者）及び小児慢性特定疾病児童等（医療的ケアが必要な者）への支援・情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市、関係団体、事業者等との連携協力
福祉事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・日常業務における同意確認への協力 ・避難行動要支援者に配慮した防災訓練への参加、協力 ・BCP（業務継続計画）の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等の安全確保 ・利用者等への避難情報等の伝達と安否確認 ・業務の継続 ・本市、関係団体、事業者等との連携協力

(2) 支援における連携

ア 本市と避難支援等関係者との連携

(ア) 自治会及び自主防災組織

自治会及び自治会内に組織される自主防災組織は、地域の防災活動の中核を担っており、避難支援者の決定や個別避難計画の作成にかかる作業を含め、避難行動要支援者の避難支援に必要不可欠です。そのため、本市は、自治会・自主防災組織と避難支援のための一連のプロセスにおいても、実際の地域での支援についての連携・協力等、緊密に連携しながら作業を進めます。

【参考】平塚市における自主防災組織（災害対策課）

- ・ 自主防災組織団体数 224団体（令和4年（2022年）7月1日現在）
- ・ 組織率 100%

自治会役員が自主防災組織の役員を兼ねている場合がほとんどです。本市では、各自主防災組織に対し、地域での防災訓練への協力等を通して防災知識の普及や支援を行っています。

(イ) 民生委員児童委員

民生委員児童委員は、地域住民からの相談や支援活動を通じて、地域の避難行動要支援者のニーズや地域の福祉情報等を把握できる立場にあります。その活動の中でひとり暮らしの高齢者のうち、寝たきり・認知症等により一人で避難することが困難と思われる方に対して制度周知と名簿への登録を促します。また、本市は、個別避難計画の作成において、その活動を通じた情報の収集及び提供について協力を仰ぎ、個々の避難行動要支援者のニーズの把握や関係機関との必要な連携について、民生委員と十分な調整を図りながら作成します。

【参考】発災時の民生委員・児童委員活動に関する指針（福祉総務課）

災害発生時等に民生委員児童委員の機能や組織が失われた場合等に備え、市内各地域の地区民生委員児童委員協議会において、委員間の連絡体制や発災時の役割などを定めた「発災時の民生委員児童委員活動に関する指針」を作成しています。

この中で、避難行動要支援者よりも広い概念として、災害時に民生委員児童委員として支援を行う「災害時要援護者」を定義しており、日ごろから見守りなどを行っている方に対して広く支援を行っていくこととしています。

(ウ) 平塚市消防本部及び平塚市消防団

平塚市消防本部は、災害発生時等には、119番通報に基づき、消火活動や人命救助・救急活動等を行います。平塚市消防団は、平塚市消防本部の作戦に基づいて、必要に応じて管轄区域の自主防災組織等と協力して、初動活動を行います。本市は、平塚市消防本部に対し、平常時から避難行動要支援者名簿を提供・共有し、災害発生時等に備えて情報を把握してもらい、災害発生時等に情報を役立ててもらえるよう体制づくりに努めます。

(エ) 神奈川県平塚警察署

神奈川県平塚警察署は、災害発生時等には、110番通報に基づき、行方不明者・死亡者への対策や平塚市域の安全・安心の確保等を行います。本市は、神奈川県平塚警察署に対し、平常時から避難行動要支援者名簿を提供・共有し、災害発生時等に備えて情報を把握してもらい、災害発生時等に情報を役立ててもらえるよう体制づくりに努めます。

(オ) 高齢者よろず相談センター

高齢者よろず相談センターは、自治会や民生委員児童委員とも既に太いパイプがあり連携が取りやすく、高齢者や地域の情報が集約されています。本市は、高齢者よろず相談センターに避難行動要支援者名簿を提供し、共有した上で、連携しながら取組みを進めます。ただし、高齢者よろず相談センターは原則65歳以上の高齢者を対象としている機関であることから、提供する避難行動要支援者名簿は65歳以上のものとします。また、本市は、高齢者よろず相談センターにおける避難行動要支援者名簿の利用について、可能な限り、対象者への登録状況の確認や関係団体等との連携協力の確認に使っていただくよう、働きかけます。

(カ) 平塚市社会福祉協議会・ボランティア

平塚市社会福祉協議会は、本市との協定に基づき、災害発生時等に災害時ボランティアネットワークセンターを設置・運営します。本市は、平塚市社会福祉協議会に避難行動要支援者名簿を提供し、共有した上で連携しながら、避難行動要支援者への支援においてボランティアの確保等の必要なマンパワーや保有する情報の提供について協力を仰ぎます。

また、ボランティアについては、本市内の団体や住民である内部ボランティアと被災地である本市以外から支援に駆けつける外部ボランティアがあります。災害時のボランティア活動については、それぞれのボランティアの特性等を勘案しながら、連携していく必要があります。

本市は、内部ボランティアについて、その組織化を支援するものとし、支援場所の確保やボランティアリーダーとの定期的な連絡会議等を通じ、地域と何らかのつながりがあることや本市内の状況を承知していること等を活かし、内部ボランティアの担う役割分担等について明確化する等、避難行動要支援者の支援に必要な連携を図ります。

また、外部ボランティアについては、平塚市社会福祉協議会と連携し、発災時において、外部ボランティアが有する様々な能力等についてのコーディネート等に協力が得られるよう調整を行います。

イ 本市とその他関係団体等との連携

(ア) 神奈川県平塚保健福祉事務所

本市は、神奈川県平塚保健福祉事務所と協力し、難病患者等の保有する情報の共有等により必要な連携を図ります。

(イ) 福祉事業者等

福祉避難所の確保や避難行動要支援者の受け入れについては、本市内の社会福祉施設等を保有する社会福祉法人等と事前の協定等により平素から協力体制を構築します。

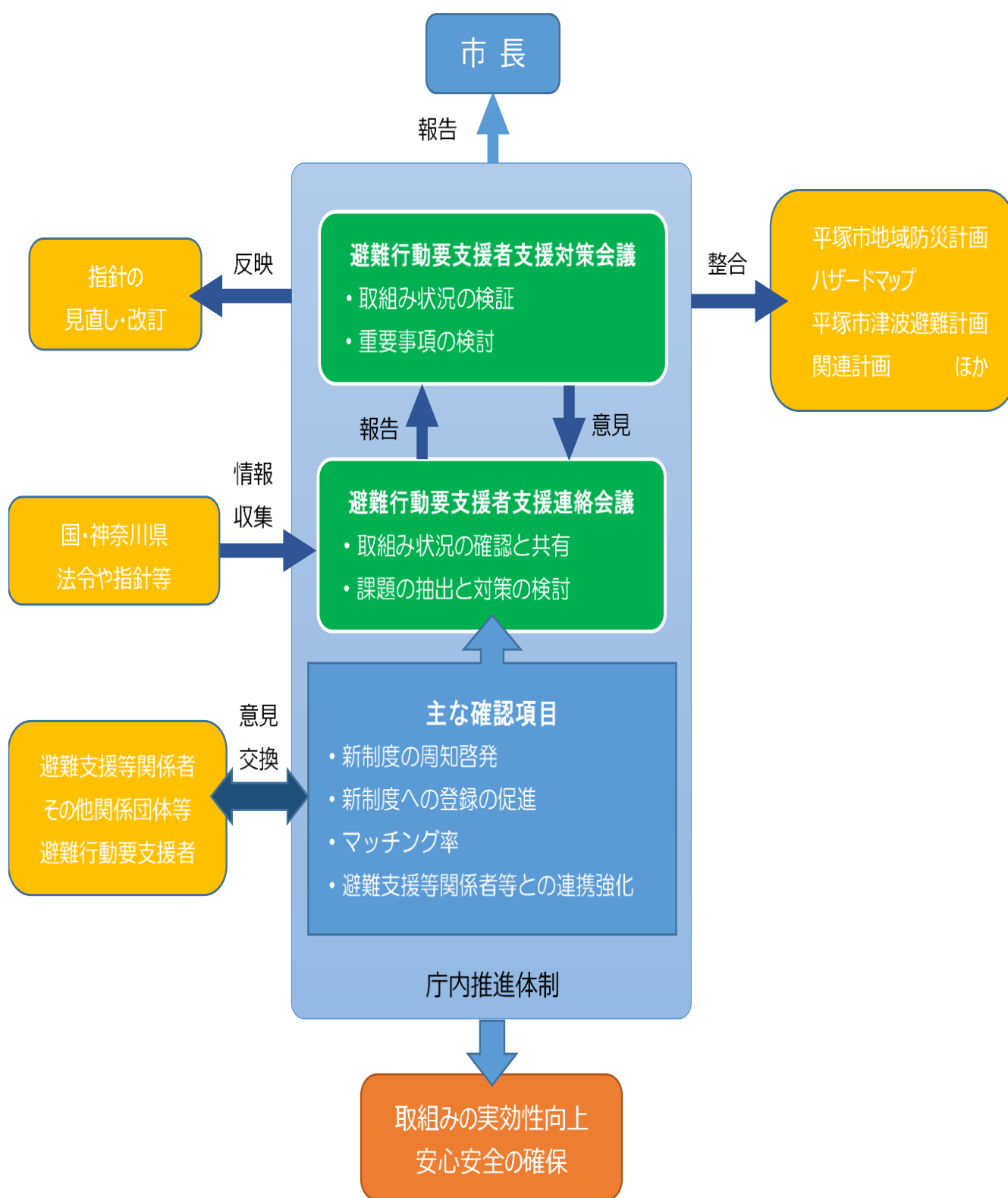
7 本指針の推進体制

本指針の推進にあたっては、次ページに掲げる推進体制のもとで避難支援等関係者等からの意見等を踏まえながら、新制度の周知啓発や避難支援等関係者との連携強化、また登録者のマッチング率等に目を向け、共助での支援への取組みやすさの向上、避難行動要支援者の安心安全の確保に努めます。

8 本指針の見直し等

本指針の運用において、庁内外からの意見により得られた知見や課題、新制度への同意状況や社会状況等を踏まえ、より実情に合った取組みとなるよう随時見直しを行うほか、関係法令等の改正に基づき必要に応じて改訂するとともに、地域防災計画等との整合を図ります。

【推進体制イメージ】



第2編 対策編

第2編では、第1編の考え方をもとに、平常時及び災害発生時等における支援対策について、本市や避難支援関係者等の役割、その取組み内容等を定めます。

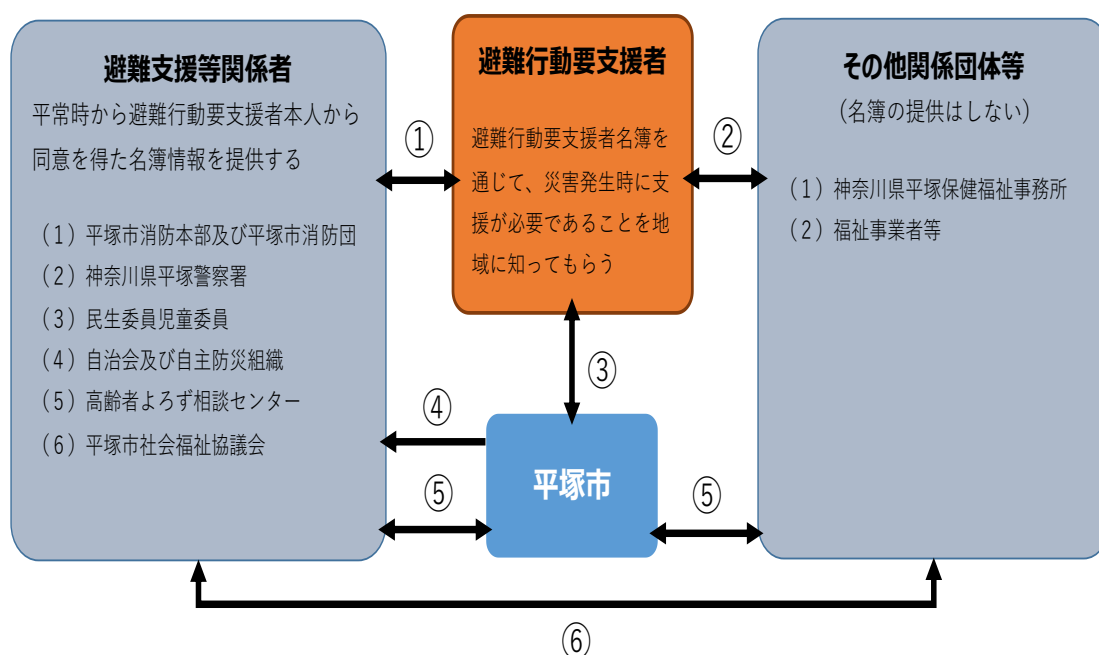
第1章 平常時の対策

災害発生時に円滑な避難支援を行うためには、平常時における取組がとて重要で重要です。本章では、平常時における取組みについて記載し、避難行動要支援者名簿の作成や共有、それらを利用した個別避難計画の作成について次のとおり取組むものとし、本市、避難支援関係者等が一丸となって災害発生時の支援体制の充実を図ります。

第1節 避難行動要支援者名簿の作成・共有・管理

災害発生時等において、避難行動要支援者に対する迅速かつ的確な支援を行うためには、平常時において、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握した上で、関係者間で共有し、災害発生時等に、これらの情報を迅速に活用できるように整理しておくことが重要です。そこで、次のとおり、平常時において避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者と共有します。

【参考】 避難行動要支援者名簿の提供等を通じた見守り・支援体制図



- ①避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援等関係者は、避難行動要支援者が、「どこに」「何人いて」「どのような状態なのか」を把握し、可能な範囲で日頃の見守りの中で顔の見える関係づくりに努める。また、平常時の避難支援等関係者への名簿提供における本人同意への協力を努める。災害発生時等には、可能な範囲で避難情報等の伝達や避難支援、安否確認に努める。
 - ②その他関係者等は、日常業務の中で、避難行動要支援者との顔の見える関係づくり、平常時の避難支援等関係者への名簿提供における本人同意への協力を努める。災害発生時等には、可能な範囲で避難支援等関係者の活動に協力する。
 - ③市から避難行動要支援者である旨の通知及び同意確認書を配布し、確認書を受け取る。
 - ④避難行動要支援者名簿の配付を行う。
 - ⑤日常における見守り・支援体制に係る情報共有をする。
 - ⑥日頃からお互いの存在や業務内容について理解を深め、必要に応じた情報共有を行う。
- ※高齢者よろず相談センターは、対象者を原則65歳以上に限定する。
- ※神奈川県平塚保健福祉事務所は、本人同意への協力の対象者を、指定難病医療費支給認定患者（人工呼吸器装着等日常生活要支援者）及び小児慢性特定疾病児童等（医療的ケアが必要な者）に限定する。

1 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者名簿情報の抽出方法

避難行動要支援者名簿作成のため、災害対策基本法第49条の11の規定に基づき、本市及び関係機関が保有する次の情報から対象となる避難行動要支援者の情報を抽出します。

【本市の関係部局で保有する情報】

要件	担当課	関連事務名称
①75歳以上のひとり暮らしの者	高齢福祉課	高齢者調査事務（ひとり暮らし）
②要介護認定者（3以上）	介護保険課	要介護・要支援認定事務 受給者台帳取扱事務
③次の障がい者手帳を所持している者 ・身体障がいの程度が1級又は2級の者 ・知的障がいの程度がA1又はA2の者 ・精神障がいの程度が1級の者	障がい福祉課	身体障害者手帳交付等申請（届出）事務 精神障害者保健福祉手帳交付等申請（届出） 療育手帳交付（再交付）・再判定申請（届出）事務
⑤旧制度に既に登録している者のうち、 新制度への登録に同意する者	災害対策課 福祉総務課 高齢福祉課 地域包括ケア推進課 障がい福祉課 介護保険課	平塚市避難行動要支援者事務（現登録者）

【神奈川県平塚保健福祉事務所が保有する情報】

要件	担当課	関連事務名称
④指定難病医療費支給認定患者（人工呼吸器装着等日常生活要支援者）、小児慢性特定疾病児童等（医療的ケアが必要な者）	保健予防課 保健福祉課	指定難病医療費受給事務 小児慢性特定疾病医療費事務

- ①75歳以上のひとり暮らしの者【高齢福祉課・地域包括ケア推進課】
民生委員児童委員との連携による高齢者調査事務（ひとり暮らし）等により全体を把握し、対象者を抽出します。なお、75歳以上ひとり暮らしのうち、要支援1から要介護2までの者は地域包括ケア推進課、それ以外の者は高齢福祉課が抽出します。
- ②要介護認定者（3以上）【介護保険課】
要介護認定情報等により全体を把握し、対象者を抽出します。
- ③次の障がい者手帳を所持している者【障がい福祉課】
- ・身体障がいの程度が1級又は2級の者
 - ・知的障がいの程度がA1又はA2の者
 - ・精神障がいの程度が1級の者
- 各種障がい者手帳の所持及び台帳における情報等により全体を把握し、対象者を抽出します。
- ④指定難病医療費支給認定患者（人工呼吸器装着等日常生活要支援者）、小児慢性特定疾病児童等（医療的ケアが必要な者）【災害対策課】
神奈川県平塚保健福祉事務所が把握している災害時に支援が必要な者について、平時から本市（災害対策課）にデータ提供をします。
- ⑤避難行動要支援者支援制度登録者【災害対策課】
避難行動要支援者支援制度登録者（旧制度含む）における情報を台帳により把握し、対象者を抽出します。住民基本台帳と突合し、登録者名簿を最新の状態にします。

(2) 避難行動要支援者名簿の記載項目

避難行動要支援者の支援に当たっては、氏名や住所、家族構成等の基本情報のほか、身体状況等やそれぞれが必要とする支援についても把握する必要があるため、避難行動要支援者支援制度実施要項に基づいて、平塚市避難行動要支援者支援制度届出書兼同意書（様式第1号）により把握し、次の情報について登載します。

様式第1号については、避難行動要支援者本人が記入し提出することを原則としますが、避難行動要支援者本人の記入・提出が困難な場合には、家族等による記入・提出により、情報を把握します。

この避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載します。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事項
- キ 前号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事

2 避難行動要支援者名簿の共有

災害対策基本法第49条の11第2項の規定に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、作成した避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供し、情報を共有します。

また、提供への同意にあたっては、これらに同意することも自助の一環であることから、名簿の提供に同意しない方についてもできるかぎり同意を得られるよう努めるものとします。関係団体や事業者等においても、日頃の見守りの中で同意が必要と思われる方への同意確認の協力を努めます。

(1) 避難行動要支援者名簿登載・同意確認等の流れについて

本市は、広報、ホームページ等を利用して、「平塚市避難行動要支援者支援制度」を広く周知した上で、避難行動要支援者名簿登載及び同意確認等については、「同意方式」と「手上げ方式」の2つの方式を併用し名簿を作成します。

ア 同意方式

本市は、旧制度登録者への文書（同意書）の送付や、自治会や民生委員児童委員の協力等により、新制度への同意を働きかけることで、支援が必要な避難行動要支援者の同意を得ます。

登録に際しては、自治会、民生委員児童委員等避難支援等関係者に対して個人情報を提供することについて、避難行動要支援者から同意を得ます。

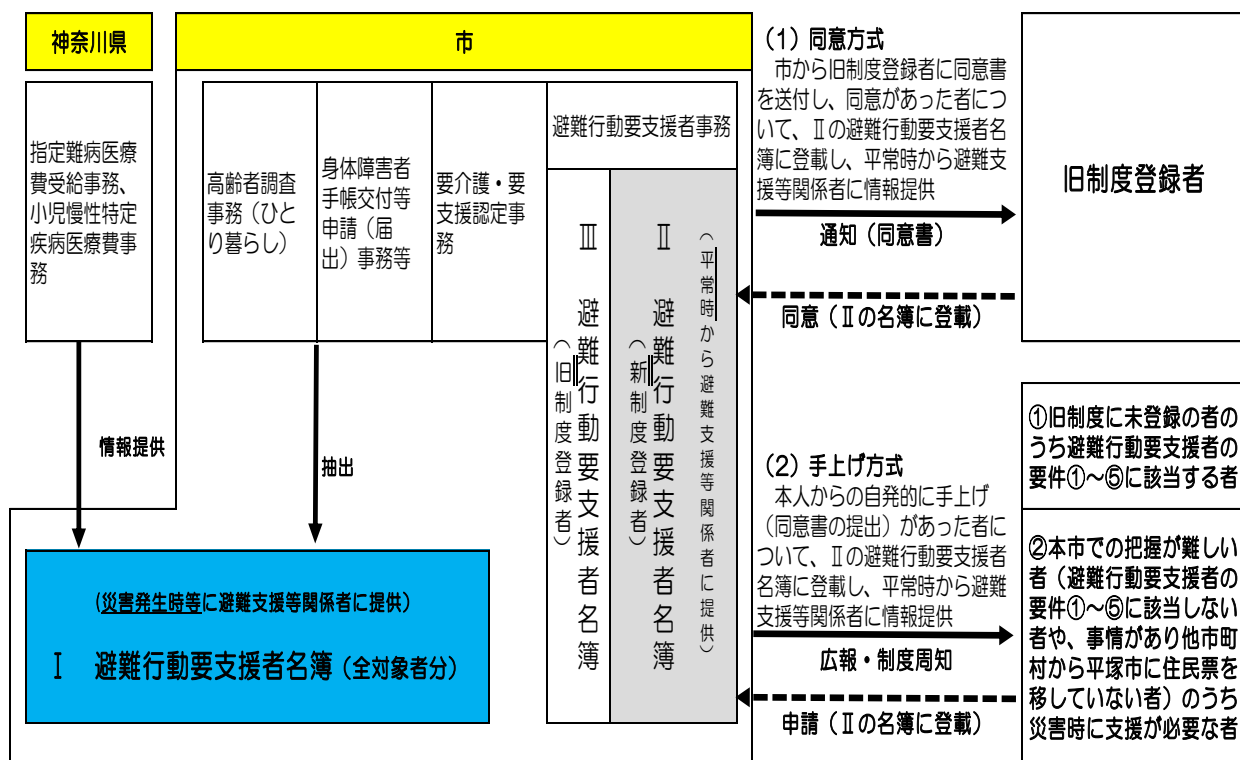
イ 手上げ方式

旧制度に未登録の者のうち避難行動要支援者の要件①～⑤に該当する者や、本市での把握が難しい者（避難行動要支援者の要件①～⑤に該当しない者や、事情があり他市町村から平塚市に住民票を移していない者）のうち災

害時に支援が必要な者で、災害時の避難支援を希望し、平常時から自治会、民生委員児童委員等避難支援等関係者に個人情報を提供することに同意する方は、手上げ方式により、市長に申し出ます。

当該記載事項に変更が生じた場合も同様とします。

【名簿登載・同意確認等の流れについて】



(2) 平常時における避難行動要支援者名簿の提供

本市は、平常時からの避難行動要支援者に対する施策（民生委員児童委員による見守り対策や相談・支援活動等）との関連性を踏まえた上で、後述する「同意方式」と「手上げ方式」の方式を併用しながら、避難行動要支援者から同意を得ます。

その際には、名簿情報を提供することに同意した者の名簿情報を、年1回、民生委員児童委員や自治会（自主防災組織）の他、新たに消防、警察、平塚市社会福祉協議会、高齢者よろず相談センター等避難支援等関係者に提供します。名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、いざという時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結び付けるために、平常時における顔の見える関係づくりに役立てます。

本市は、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者の把握に努めます。

(3) 災害発生時等における避難行動要支援者名簿の提供

本市は、災害発生時等においては、災害対策基本法第 49 条の 1 第 3 項に基づき、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者の同意を得ずに避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供します。なお、この場合の名簿は、避難行動要支援者の各要件に該当するすべての者を対象とした情報です。

この避難行動要支援者名簿については、年 1 回更新し、災害時に消防や警察へ速やかに提供できるよう、紙で保管し提供に備えます。

3 避難行動要支援者名簿の管理

避難行動要支援者名簿の管理は、災害対策基本法や個人情報の保護に関する法律及び平塚市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に行います。

(1) 本市における避難行動要支援者名簿の情報の管理

本市は、避難行動要支援者名簿の情報を、電子データで管理するとともに、災害発生時等に迅速に活用できるよう紙媒体でも保管します。

電子データでの管理については、部外の職員が閲覧することができないよう、閲覧・更新する職員をあらかじめ所属長が指名し、パスワード等を付与して管理するものとし、パスワード等については、指定された職員以外に漏えいしないよう厳正な管理を行います。また、紙媒体での管理は、施錠できる保管庫等に保存し、必要時以外の持ち出しや部外者の閲覧ができないよう厳重に管理します。

なお、避難行動要支援者への的確な支援については、常に最新の情報に基づいた個別避難計画が必須であることから、個別避難計画に記載されている情報について更新すべきものが明らかになった場合は、更新し、共有者すべてに更新した情報を迅速に提供します。

さらに、本人及び周囲の状況の変化による登録の抹消も含め、個別避難計画の記載内容に更新すべきものがあるかどうか、個別避難計画の作成時と同様の手法により記載内容及び情報伝達方法等の確認を定期的実施します。

(2) 避難行動要支援者名簿提供における個人情報保護の考え方

ア 秘密保持義務（災害対策基本法第 49 条の 1 3）

名簿情報は、避難行動要支援者の心身の状況等といった、きわめて秘匿性の高い情報を含むため、名簿情報の不当な漏えいを防止し、避難行動要支援者等のプライバシーの保護並びに制度の信頼性及び実効性の確保を図るため、名簿情報の提供を受ける避難支援等関係者に対して、目的以外に使用

しない旨の守秘義務を課します。これは、避難行動要支援者の避難支援等に携わらなくなった後も同様です。

また、名簿情報は避難支援の目的の範囲内での利用とし、当該登録者の抹消や死亡等の理由で避難支援に利用する必要がなくなった情報については、速やかに本市に返却します。

イ 受領書の受取

本市では、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供する際には、「避難行動要支援者名簿等受領書」（様式第4号）の提出を求め、個人情報の管理等を徹底します。

ウ 名簿の複写、保管および引継ぎ

避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者においては、可能な限り、名簿を施錠可能な場所に保管します。また、情報共有等のために複写する場合は、必要最小限の枚数とし、名簿の紛失等が発生しないよう管理を徹底します。なお、名簿管理責任者の交代があった際には、「避難行動要支援者名簿受領書」（様式第4号）を速やかに本市へ届け出るとともに、名簿の管理等について新任者へ十分な引継ぎを行うよう求めます。

なお、避難支援等関係者のうち、消防本部については、システムにおける名簿情報の保管・管理をし、支援に役立てます。

エ 更新及び回収、廃棄

避難行動要支援者の実態を的確に把握し、確実な避難支援体制を整備するため、避難支援等関係者に対し、本人同意を得た避難行動要支援者名簿情報を年1回、新規の登録された方の「追加名簿」を年2回提供します。既に配布している名簿については、原則、本市が回収のうえ、細断等により適正に廃棄します（避難支援等関係者が細断等により処分することも可能です）。

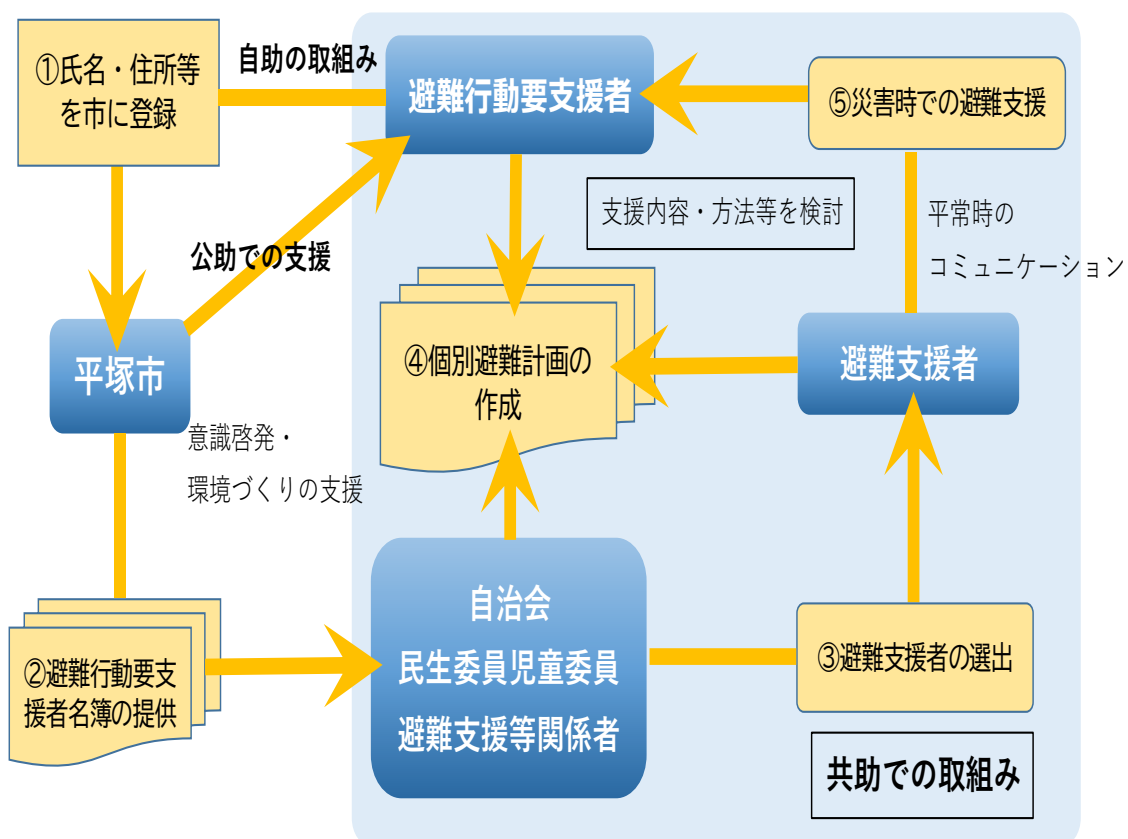
第2節 個別避難計画

個別避難計画は、災害発生時等において、避難行動要支援者一人一人の状況に応じた適切な避難支援を実施するためのいわば手順書であり、地域における共助の取組に役立てるものです。

次のイメージのとおり、本市のほか、地域の避難支援関係者等が中心となって個別避難計画の作成を進めます。

なお、本市では平成22年から「個別計画」の作成を促進してきましたが、令和3年5月に災害対策基本法が改正されてことに伴い、「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務化となったことや、平塚市地域防災計画においても「個別計画」を「個別避難計画」と変更したことから、本指針でも名称の変更を行いました。

【参考】個別避難計画の作成と支援のイメージ



1 個別避難計画の作成

本市は、避難支援等関係者である自治会や民生委員児童委員など福祉関係者等へ制度の周知と協力を働きかけ、避難支援者の選出を支援します。個別避難計画の内容については、後述するア、イの2つの方式により支援者を選出するほか、地域の実情や本人の状況に応じた共助を行うものとしします。

また、本市は、避難行動要支援者本人に自身の避難支援者を探す努力をするよう促すものとしします。

(1) 避難支援者の選出

避難支援者とは、避難支援等関係者（自治会・民生委員児童委員等）の中で、災害発生時等に避難行動要支援者の避難支援（避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認等）をする方のことです。

避難支援者は、次に掲げるマッチング方式やチームディフェンス方式を参考に、二つの方式を併用することなども含め、地域にあった方法により選出します。

ア マッチング方式

避難行動要支援者一人一人に対し、個別に避難支援者を決め、個別に避難誘導方法（避難ルート等）を決める方式です。

この方式では、災害発生時等に支援者が仕事等のため不在の場合、安否確認等をする者がおらず、自治会長や民生委員児童委員が名簿に基づき、一軒一軒巡回をして安否確認等を行うことも考えられるため、時間がかかることが想定されています。

イ チームディフェンス方式

個別に避難支援者を決めるのではなく、災害発生時等にあらかじめ決められた場所（いっとき避難場所等）に集合した自治会（自主防災組織）・民生委員児童委員等の複数のメンバーで避難行動要支援者名簿を使って避難支援を行う方式であり、阪神淡路大震災を経験した兵庫県神戸市で採用されているほか、県内でも同様の方式が採用されている事例があります。

事前に、避難行動要支援者の住む地域ごとに小さなブロック（10～20世帯程度の組や班等。自治会（自主防災組織）でいえば「組」等が考えられます。）に分け、ブロックごとに長を決めておき（自治会（自主防災組織）であれば「組長」等）、そのブロックのメンバーを避難支援者としします。ブロック長（組長）とブロックのメンバーが、あらかじめ地域ごとに参集場所や避難行動要支援者の避難方法（安否確認手順）を説明したマニュアル等を

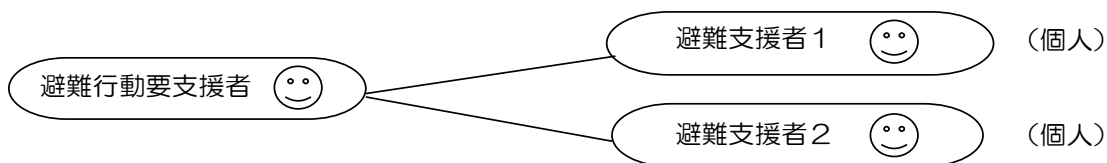
作成しておきます。(このマニュアル等が個別避難計画に相当するものとなります。)

この方式では、災害発生時等に地域にいるメンバーで安否確認等を行うため、災害発生時等に避難支援者が不在であるリスクが軽減することができるものと考えられるほか、出来る範囲で避難行動要支援者だけではなくブロック内の地域全体の安否確認等を行うことにより、地域全体で共助に取り組むことが期待できます。

【マッチング方式とチームディフェンス方式のイメージ】

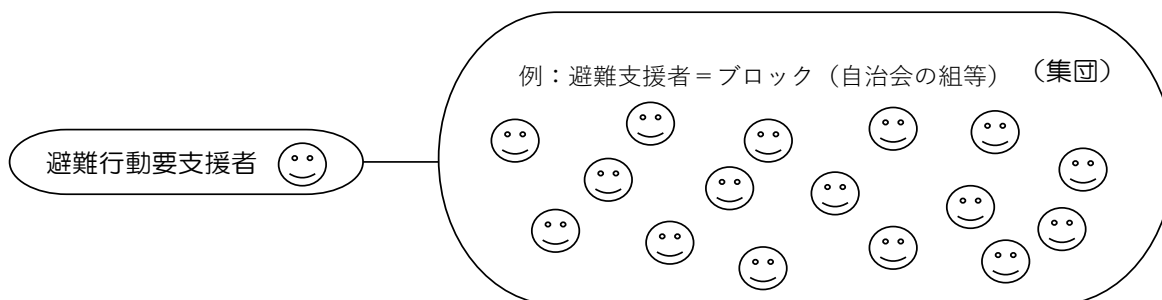
マッチング方式とチームディフェンス方式

ア マッチング方式



(避難支援者 1～2人を決める。避難支援者 1～2人で避難行動要支援者 1人の支援を行う。)

イ チームディフェンス方式



避難支援者はブロック（例えば自治会の組等）が考えられる。
災害時に一時（いっとき）避難場所等に集まったメンバー（集団）で避難行動要支援者の支援を行う。

なお、避難支援者の選出に当たっては、避難行動要支援者の支援は避難支援者の任意の協力により行われるものであって責任を伴うものではないこと、また、避難支援者の不在や被災等により、避難行動要支援者への支援が困難となる場合もあり、避難行動要支援者の安全な避難には、避難行動要支援者のできる範囲での自助が必要不可欠であることについて、避難行動要支援者、避難支援等関係者（避難支援者含む）の双方に十分な理解を得ます。

選出にあたっては、要支援者の自宅から距離ができるだけ近い方を選んだり、チームディフェンス方式を採用し、組単位等の集団を避難支援者として選定するなどの方法が考えられますが、避難支援者は平常時から避難行動要支援者と顔の見える関係づくりを進めることが、災害時のスムーズな支援につながると考えられますので、それぞれの地域の特色等を考慮しながら、地域に合った方法で進めることが重要です。

さらに、本市は、要支援者への避難支援に関する取組み事例等を収集して各地域と共有するなどして、地域の方が取組みやすく、より多くの避難行動要支援者の支援体制が構築できるよう支援します。

(2) 個別避難計画に定める内容

個別避難計画には、(1)で選出した避難支援者のほか、避難場所、避難経路や避難支援時の留意事項等、本人の状況に合わせた支援内容を盛り込むものとします。

【参考】平塚市の自治会の状況（平成4年（2022年）4月1日現在）（協働推進課）

市内の自治会は226団体、加入世帯数は78,241世帯で加入率68.8%となっています。自治会未加入者は3,2世帯に1世帯であり、避難行動要支援者のいる世帯が未加入であることも考えられることから、自治会未加入の方に対する支援についても検討が必要であり、防災対策をきっかけとしたコミュニティづくりを進めていくことなども考えられます。

(3) 個別避難計画作成の推進体制

ア 本市の推進体制

本市の庁内横断的組織として「避難行動要支援者班」を設置しています。避難行動要支援者班の位置づけ、構成及び業務は次のとおりです。

【避難行動要支援者班の体制】

	平常時	災害発生時等
位置づけ	庁内連絡会として設置	災害対策本部医療救護部に設置
構成	市長室 災害対策課（事務局） 福祉部 福祉総務課 高齢福祉課 地域包括ケア推進課 障がい福祉課 介護保険課	福祉部 高齢福祉課（班長） 地域包括ケア推進課（副班長） 障がい福祉課（副班長）

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度要綱の運用 ・個別避難計画の作成・相談 ・避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施 ・普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所等への受入れ、搬送調整 ・福祉避難所への入所管理 ・福祉用具等の調達要請及び運営ボランティアの受入調整 ・福祉避難所の運営
構成	市長室 災害対策課（事務局） 福祉部 福祉総務課 高齢福祉課 地域包括ケア推進課 障がい福祉課 介護保険課	福祉部 高齢福祉課（班長） 地域包括ケア推進課（副班長） 障がい福祉課（副班長）
連携体制	個別避難計画の作成等に当たって、地域（自治会、民生委員児童委員等）や関係機関と連携	避難所等において、自治会、避難所職員等と連携

イ 地域での推進体制

災害発生時等に避難支援に携わる自治会や民生委員児童委員等が中心となり、本市から平常時に提供された名簿を基に、高齢者よろず相談センター等その他の避難支援等関係者と連携しながら、避難行動要支援者本人から日常生活状況や、障がい、疾病等の状況等についての詳しい情報を得て、避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について検討し、個別避難計画を作成します。個別避難計画の作成にあたっては、本市から避難行動要支援者本人に対し、避難場所、避難経路、避難方法等の検討について、主体的に取り組むよう促します。

個別避難計画は、避難行動要支援者本人やその家族、本市の必要最小限の関係部署のほか、避難支援等関係者等の避難行動要支援者本人が同意した者で、情報を共有します。

（４）個別避難計画の作成時期

個別避難計画の作成には、情報収集のほか、多くの関係機関や地域の方の理解や協力が不可欠であることから、作成にあたっては、それぞれの地域の実情を踏まえて順次作成に努めるものとします。

第3節 情報伝達と避難施設

1 避難情報等の発令・伝達ルートの明確化

高齢者等避難、避難指示等の避難情報については、国の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年（2021年）5月改訂）に基づいて、発令の判断基準を明確化します。

（1）情報伝達ルート

本市は、避難対象地域の本市民等に対し、広報車及び防災行政無線による放送、ホームページやツイッター、ほっとメールひらつか（メール配信サービス）、緊急速報メール、FM 湘南ナパサ及び湘南ケーブルネットワーク（SCN）、Lアラート等の活用によりテレビ等で、避難情報の伝達を行います。

また、避難情報については、市から避難対象地域の連合自治会長と民生委員児童委員を通じて避難行動要支援者及び避難支援者への直接伝達とします。この際、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対し確実に情報伝達する体制を整備するものとします。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援者が避難行動要支援者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮します。

（2）情報伝達手段

本市が、「高齢者等避難」等の避難に関する情報を発表した場合や、特に災害に関して避難行動要支援者へ伝達すべき情報がある場合には、避難行動要支援者一人一人に情報が確実に伝達されるよう個別避難計画において避難支援者を複数定めておくことが望まれます。

本市は、避難行動要支援者への情報伝達者に確実に情報が伝達できるよう、伝達手段を確保します。

情報の伝達手段については、避難行動要支援者それぞれの身体的な状況等にに応じた伝達方法を取る等、必要な配慮をします。

（3）要配慮者利用施設への情報伝達

水防法及び土砂災害防止法により平塚市地域防災計画に規定している要配慮者利用施設（避難行動要支援者の関連施設）に対しては、洪水予報、避難判断水位への水位の到達情報等の情報を電子メール・ファックス・電話等により伝達し、各施設において円滑かつ迅速な避難を確保します。

【参考】本市が発令する避難情報について

緊急度



避難情報の種類	警戒レベル3・高齢者等避難
状況	災害が発生するおそれがある場合に発令
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ■避難に時間を要する人（避難行動要支援者や乳幼児等）と避難支援者が避難を開始する。 ■その他の人は、必要に応じて自主的に避難する。

避難情報の種類	警戒レベル4・避難指示
状況	災害が発生するおそれが高い場合に発令
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ■すべての人が、危険な場所から避難を開始する。 ■指定緊急避難場所に限らず、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難を行う。

警戒レベル4・避難指示 までに 危険な場所から全員避難

避難情報の種類	警戒レベル5・緊急安全確保
状況	災害の発生が切迫している、若しくは既に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ■既に災害の危険が迫っている状況であるため、危険な場所から避難を完了していない人は、自宅内の少しでも高い場所に移動するなど、命を守るために次善の行動を取る。 ■安全な場所に避難した人も、より安全な場所に移動する。

(注意) 必ずしも、この順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください。
 また、避難情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難してください。
 なお、気象庁や神奈川県等が発表する防災気象情報もありますが、同時に発令されるわけではありません。

2 避難施設等の整備

避難行動要支援者の避難所（避難場所）は、原則的には一般の避難所（避難場所）になります。しかし、避難行動要支援者の状況によっては、福祉避難所での受入や、本市と緊急受入れ協定を締結している特別養護老人ホーム等の社会福祉施設等への受入要請を行う等、臨機応変な対応に備え十分に検討します。

（1）避難所における避難行動要支援者受入れのための整備

大規模な災害が発生した場合には、避難行動要支援者を含む多数の被災者が避難所で生活を送ることとなるため、避難所となる施設について、本市は、避難行動要支援者に配慮し、できる限りのバリアフリー化に努めるとともに、通信手段の確保等の施設設備の充実に努めます。

また、避難所開設後には、避難行動要支援者に配慮した食料や介護用品等福祉用具が必要となるため、それらの物資の備蓄や、迅速な調達のための各事業者等との協定の締結に努めます。

（2）福祉避難所等の指定

福祉避難所等は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること、災害発生時等に要配慮者が相談・助言・その他の支援を受けることが出来る体制が整備されていること、必要な居室が可能な限り確保されていることが、その指定要件となります。

また、これらの要件を備える公的な施設のほか、本市内の民間福祉サービス事業者等の一定規模の施設を所管する業者等と事前に協定を締結し、福祉避難所等として指定します。

なお、福祉避難所を指定した場合は、地域防災計画等を通じて、その所在や避難方法を避難行動要支援者や地域住民に周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ます。

【参考】平塚市の福祉避難所等の状況（令和4年（2022年）7月1日現在）（災害対策課）

本市では、地域防災計画において、福祉避難所として本市内の特別支援学校4校等9施設を指定しています。また、本市内で民間社会福祉施設を運営する25法人（高齢者施設19法人、障がい者施設6法人）と災害時における避難行動要支援者受入れに関する協定を締結しています。

第4節 普及啓発等

1 防災意識の啓発

避難行動要支援者の避難支援が迅速かつ的確に行われるためにも、日頃から地域住民の防災意識を啓発していくことが重要です。

また、自助・共助・公助の観点に立ち、災害時に避難行動要支援者の身を守り、安全な避難を支援するためには、行政関係機関（公助）や地域等の支援（共助）に加えて、避難行動要支援者自身やその家族の日頃の備え（自助）がその基礎となることを十分に周知することが必要です。

このため、市は、地域住民に対しては、避難行動要支援者の救出や避難誘導に当たって配慮すべき事項等の防災に関する知識について理解を促進するとともに、協働の考え方から、行政と地域が協力して防災体制を強化・充実することについて、次のような普及啓発を図ります。

（1）防災訓練等の実施

市は、地域等で実施する各種の防災訓練において、避難行動要支援者の視点を入れた訓練を実施するほか、避難行動要支援者自身が参加する訓練・講習会を実施する等、地域住民や避難行動要支援者自身の防災意識の向上に努めます。

（2）マイタイムラインの作成

大規模な災害が発生した場合には、近隣すべてが被災者という状況であることが想定されるため、必要な備えや避難方法、さらに避難所での生活等について、事前に自分でマイタイムライン（53ページ参照）を作成するよう周知します。マイタイムラインは、河川の氾濫、津波、地震、日中・夜間等によってそれぞれ状況が異なるため、様々な場合を想定して作成するものですので、避難行動要支援者本人及びその家族や避難支援者等といざというときの支援方法について相談しながら作成するよう働きかけます。

（3）避難行動要支援者及びその家族等の防災意識の啓発

災害時に避難行動要支援者の身を守り、安全な避難を支援するためには、周りからの支援だけでなく、避難行動要支援者自身やその家族等の日頃の備えも必要です。自治会に加入する等、日頃から近隣住民等身近な人たちとの交流を大事にし、挨拶や地域の行事等を通して互いの理解を深め、顔の見える関係作りを促進します。

このため、市は、次の事項等について、避難行動要支援者への啓発、地域住民への周知と理解促進に努めます。なお、周知に当たっては、点字や録音、イラスト、SPコード付きの文書等の利用、簡易な言葉の使用や漢字に

はルビを振る等、それぞれの状況に応じた方法により、関係団体等の協力を得ながら周知に努めます。

ア 隣近所や地域の各種団体との連携

避難行動要支援者自身が、自治会に加入し、市や各地域で実施する防災訓練等に積極的に参加する等、地域の近隣住民やさまざまな各種団体、避難支援者と日頃から積極的に交流し、災害発生時等の協力が得られやすい環境づくりを促進します。

イ 必要な支援内容の伝達

避難行動要支援者自身が、災害発生時等に備え、防災カードの準備をする等、必要な支援内容を周囲に的確に伝達できる環境づくりを促進します。

【参考】防災カード

あらかじめ自分の氏名、住所、血液型、緊急連絡先、避難所等を記載しておき、災害時にそれを見せることにより、言葉が伝わらない人とでも意思疎通を図ることができるようになるカードのことで、地域によって名称は異なります。普段から財布やカバンの中に入れておけるように、小さなメモ帳等で作成しておくことで、より高い効果が得られるものと考えられます。

ウ 避難経路の確認

避難行動要支援者自身が、自宅から避難場所までの経路を、家族や避難支援等関係者等とともに実際に歩いて確認するよう、訓練等で周知します。

エ 非常持ち出し品等の準備

避難行動要支援者自身が、非常持ち出し品袋等を出入り口付近に備えておくとともに、薬や医療器具等の個人の状況により特別な持ち出し品が必要な場合は、周囲の人に情報が伝わるよう表示をする環境づくりを促進します。

オ 災害に備えた備蓄

避難行動要支援者自身が、飲料水は一人1日3リットルを目安として、食料は電気・ガス・水道等のライフラインが途絶した場合でも摂取可能な缶詰や保存食等を目安として、それぞれ1週間分を常時用意しておき、保存可能な時期に注意しながら定期的に取り替えるローリングストック法を促進します。

食料の備蓄にあたっては、食物アレルギー等のある人は専用の食料等についても自己備蓄を心がけることも周知します。

【参考】平塚市の備蓄状況（令和4年（2022年）7月1日現在）（災害対策課）

食料については、都心南部直下地震被害想定での避難者数 9,750 人の 4 日分（12 食分）と帰宅困難者想定 20,200 人の 1 日分（3 食分）を備蓄目標に備蓄をしています。

また、飲料水については、応急飲料水の 1 人 1 日当たりの給水量を 3ℓとし、協定締結業者等から飲料水を確保するとともに、即座に個別配布できる飲料水として、ペットボトル飲料（500ml）を備蓄しています。また、応急給水施設として、非常用貯水タンク 10 基（有効貯水量 1,000 m³）、本市内の小中学校等の耐震性（鋼板）プール 48 箇所（有効貯水量 17,787 m³）、県企業庁平塚配水池（有効貯水量 140,000 m³）があります。

カ 外出時の備え

避難行動要支援者自身が、自宅から外出した際に災害にあう場合も考えられます。外出時には周りの環境が大きく異なることから、よりいっそう周囲の人の支援や協力が必要となることが予想されます。このため、周囲の人に速やかに支援してほしい内容等を伝えられるよう、外出時には、必要事項を記載したカードやブザー等それぞれの状態に応じて必要なものを携帯するよう周知します。

キ 住宅の安全対策

地震に対しては、建物や門柱、ブロック塀等の耐震性を確保することが何よりも重要であることから、耐震診断を受け、その結果により必要があれば耐震改修や耐震補強等を行う旨、周知します。

また、家の中の家具や大型の電気製品は、市販の固定器具等を使用して確実に固定をし、家具等の上に物を置かない等、万が一、倒れても被害を受けないような配置をするなど、落下防止の措置を取っておくよう周知します。

なお、地震発生後の出火防止対策として、消火器の設置や火災警報器の設置、地震動を感知すると自動的にブレーカーが切れる感震ブレーカーを設置することも促進します。

（4）ハザードマップの活用

市は、水防法や土砂災害防止法等に基づき、浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等の指定をもとに各種ハザードマップを作成し、その周知が住民になされるよう、各世帯への直接配布、転入者に対する窓口配布、インターネットの利用による公開等（市ホームページ）を行います。

また、ハザードマップを用いて避難所（避難場所）、避難経路等を平常時から確認するよう、説明会等を通じて住民への周知に努めます。特に、避難

行動要支援者を支援する人等の理解を進め、地域防災に関する意識向上を図ります。

併せて、避難支援等関係者等と平常時から災害時に避難し介護を必要とする在宅の避難行動要支援者に関する情報を共有し、これらの情報とハザードマップを組み合わせ、円滑に避難支援を実施できる体制を構築します。

さらに、ハザードマップを用いた防災訓練を行うことにより避難所（避難場所）や避難経路の確認を行い、洪水等の災害に備えます。

【参考】平塚市のハザードマップについて

種類	作成・改定	内容
洪水ハザードマップ	平成16年（2004年）作成 平成31年（2019年）改定	河川が氾濫した場合に、被害が想定される区域と被害の程度等の情報を地図上に分かりやすく示しています。
津波ハザードマップ	平成24年（2012年）作成 平成29年（2017年）改定	神奈川県が公表した「津波浸水予測図」をもとに、浸水想定区域や浸水の深さ、避難所・津波避難ビル等を示しています。
土砂災害ハザードマップ	平成27年（2015年）作成 令和2年（2020年）改訂	住居や利用する施設のある土地が土砂災害の危険性のある地域かどうかを示しています。
内水ハザードマップ	平成25年（2013年）作成 令和4年（2022年）改定	大雨が降った場合に雨水ますや水路からあふれる雨水によって浸水が想定される区域や深さを示しています。
高潮ハザードマップ	令和4年（2022年）作成	高潮により氾濫した場合に、被害の想定される区域と被害の程度等の情報を地図上にわかりやすく明示したものの。

(5) 避難行動要支援者マップの作成

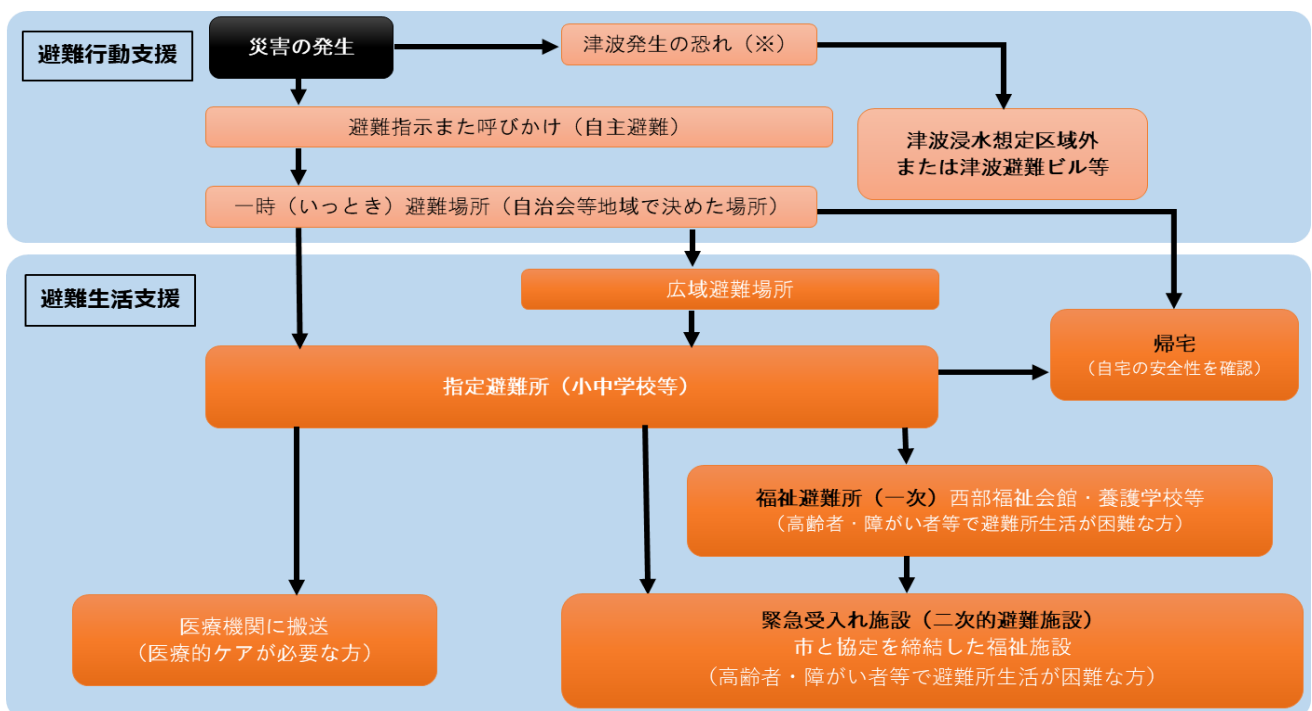
市は、避難行動要支援者の所在を視覚的に把握し、迅速・確実な情報伝達や安否確認の一助とするための避難行動要支援者マップ作成の事例を紹介し、必要に応じて自治会や民生委員児童委員と協力して各地域において避難行動要支援者マップを作成します。

第2章 災害発生時等の対応

災害発生時等には、避難行動要支援者への的確に情報を伝達し、作成した個別避難計画に基づき、地域による支援や近隣住民同士の共助により、安全を確保しながら支援します。また、避難所においても避難行動要支援者の状況に応じた必要な配慮がなされるよう努めます。

災害発生時の支援には大きく行動支援、生活支援の2つが考えられ、それぞれの支援の主な流れは次のとおりです。

【避難支援の主な流れ】



第1節 避難行動支援

1 避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認

本市及び避難支援関係者等は、個別避難計画に基づき、次のとおり避難支援を行います。なお、避難支援にあたっては、災害の種別、状況や自宅の状態等により、自宅等の安全が確保された場所にとどまり、避難所に避難誘導する必要がない場合があることにも留意が必要です。

(1) 避難行動要支援者への避難情報等の伝達

災害発生時等には、あらかじめ地域ごとに定めた伝達方法により、迅速・確実に避難情報等を伝達します。また、電話回線のパンクや電力の寸断等により、電話や携帯電話等を使用した情報伝達が機能しなくなる可能性も高いことから、広報車等の人的手段による伝達も併用します。

(2) 避難経路

避難経路の選定に当たっては、各ハザードマップ等も参考にしながら、洪水初期の浸水が予想されるアンダーパスや土砂災害の可能性のある場所等の危険な場所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した、浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定する等、安全な避難の確保に努めます。

なお、家屋や屋外の状況（暴風雨等）によっては、避難せずに屋内に留まるという選択もありえることも留意します。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導・安否確認・避難支援

あらかじめ定めた避難支援者を中心に、地域住民で協力しながら、避難行動要支援者に必要な配慮をして避難誘導を行います。

安否確認については、現地で情報の伝達や避難誘導を行うことで一時的に確認できますが、より確実なものにするために、チームディフェンス方式を採用し、一時（いつとき）避難場所等に集まった避難支援者（自治会の組等）が、ブロック（組等）内のすべての家々を周り、安否を確認し、できる範囲で避難支援をすることが望まれます。安否確認及び避難支援の結果については、避難所において情報を収集し、登録者からの情報や避難所の名簿、市で保有する所在情報等との照合により、避難した避難行動要支援者を把握し「抜け、落ち、漏れ」をフォローするとともに、一緒に避難してきた住民等からも状況を把握します。安否確認等や照合の結果、共助の中では対応できない方（安否不明者・行方不明者）がいる場合は、避難所運営委員会を通して災害対策本部へ報告します。

【参考】避難行動支援の工夫

地域において、「無事です」と書いた旗やシール、マグネット等を準備して避難行動要支援者に配付しておき、災害発生時等に無事ならばそれを家の外に出しておく約束をしている事例もあります。この場合、避難支援者は旗やマグネットが出ていない家を中心に安否を確認することになります。避難行動支援にあたり、地域の中でこうした約束事を決めておくことも有効です。

なお、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成 22 年（2010 年）9 月厚生労働省）に基づき、収集した安否情報については、避難行動要支援者本人や家族等の安心や生命、財産の保護等につながるよう、必要に応じて家族等関係者に提供します。

2 平塚市消防本部及び神奈川県平塚警察署等への情報提供

安否情報の収集の結果、安否が確認できない避難行動要支援者については、平塚市消防本部や神奈川県平塚警察署等に救助や確認を依頼します。

また、市は、災害発生時等に、災害対策基本法第49条の11に基づき、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人同意がない避難行動要支援者の情報についても、平塚市消防本部及び神奈川県平塚警察署等の避難支援等関係者に名簿情報を提供します。

ただし、災害発生時等であれば本人同意なく無条件に認められるものではないため、市は、予想される災害の種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、「避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要がある」か否かを適切に判断するよう留意します。

【参考】避難行動要支援者の避難誘導を実施する際に配慮すべき事項

寝たきりや身体が虚弱な者	<ul style="list-style-type: none"> ・毛布でくるんだり、頭を覆う等安全確保を図り、おびいひもでおびったり、複数の人で抱えたり、車椅子や担架を使う等個人の状態に応じた方法をとる。 ・日頃から服用している薬を携帯する。
認知症者	<ul style="list-style-type: none"> ・努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ落ち着かせるようにする。 ・一人にせず、必ず誰かが付き添うようにし、手を引く等して移動する。 ・不安から異常な行動をしたり、大声を出しても、大騒ぎしたり叱ったりしない。激しい興奮状態が続くときには家族等が付き添い、ほかの人は離れたところで様子を見るようにする。
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・座布団等で頭を守るように指示するとともに、家の中の状況を伝え、安全に注意しながら安全な場所へ誘導する。 ・避難支援等関係者のひじの上を視覚障がい者につかんでもらい、歩行速度に気をつけながら歩く。後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむことはしないようにする。 ・あらかじめ緊急時のサイン又はルールが決められている場合は、それらを視覚障がい者に伝える。
聴覚障がい者・言語障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・手話、文字（メモ、緊急連絡カード、ホワイトボード等）、身振り等で状況を知らせ、聴覚障がい者・言語障がい者から依頼があれば、メモ等での情報提供をする。 ・避難する際、避難支援等関係者は自分が誰なのか、何のために、どこへ行くのかを、手のひらに文字を書く等の手段により伝える。

<p>肢体不自由者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自力での移動が困難な人の場合には、まず、頭を覆うようにして家具類が転倒、落下する恐れのない安全な場所へ移動させる。 ・自力歩行が困難な人には、車椅子やストレッチャー等の移動用具の確保や移動の援助者の派遣を行う。
<p>内部障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ストーマ装具、酸素吸入器等常時使用する医療器具（機器によっては電気が必要）を確保し、必要に応じて静かに手早く災害を免れた医療機関に誘導・搬送する。
<p>知的障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡カード、療育手帳、笛やブザー、普段から服用している薬等を携帯するように指示し、氏名や連絡先等を縫いつけた衣服があればあらかじめ着替えを促す。 ・努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。 ・一人にせず、必ず誰かが付き添うようにし、手を引く等して移動する。 ・不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしない。発作がある場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡を取り指示を受ける。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関等へ相談する。
<p>自閉症者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ慣れ親しんだ人が、これからどこへ行くのか、何をするのかを本人に理解させ、パニックにつながらないようにしながら誘導する。
<p>精神障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・普段から服用している薬と、処方内容がわかるもの（薬手帳等）を携帯するよう指示する。 ・努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明する。安心できるような簡単な言葉かけをする。 ・一人にせず誰かが付き添うようにし、見守り、声かけしても動けない場合は、急に身体に触れず、声かけしながら手を引く等して移動する。 ・慣れ親しんだ人以外が接する時には、簡単な自己紹介をし、安全の為に一緒に避難することを伝えながら動く。 ・興奮状態や大声を出しても大騒ぎしたり叱ったりしない。興奮状態が収まらないとき、てんかん発作等がある場合は、速やかにかかりつけ医に連絡を取り指示を受ける。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関等へ相談する。

第2節 避難生活支援

1 避難所における支援

(1) 避難行動要支援者に対する相談業務の実施

避難行動要支援者班は、市の避難所配備職員と自治会（自主防災組織）や民生委員児童委員、福祉関係者等の避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者の要望等を把握します。

(2) 避難行動要支援者に配慮した避難所の設置・運営

避難所においては、避難行動要支援者の避難状況に応じて、避難行動要支援者のための応急的なバリアフリー設備等を速やかに仮設します。

さらに、避難生活が長期化し、特に体育館等を避難所としている場合等は、避難者の生活の質の向上・確保のため、生活環境の整備を行います。

また、高齢者、障がい者や児童等の心身の健康管理や生活リズムの改善のため、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア（ASDやPTSD等）等を実施し、避難行動要支援者の状況に応じて一般の避難所から福祉避難所や二次的避難施設への移送や病院への入院等の手続きを行います。

なお、発災後、速やかな対応をとるために、あらかじめその他関係団体（福祉事業者等）との協定を結ぶ等、通常時から役割分担を明確化しておきます。

(3) 避難行動要支援者に配慮した物資の供給

避難所での避難行動要支援者については、その身体状況等によって日常生活に特別な物資等が必要な場合があるため、次の点に留意して、平素からの関係団体との調整等により、その確保に努めます。

ア 食料について

避難行動要支援者に配慮した柔らかく、温かい食事等を提供するとともに、飲料水の十分な供給にも配慮します。

イ その他の物資について

オストメイトのストーマ装具等、避難所に訪れたその日から必要不可欠となる日常生活用具のほか、車椅子や介護用ベッド等の福祉用具、オムツ等の衛生用品等について、関係団体や県等と連携を図って供給体制の確保に努めます。

(4) 避難所での情報伝達

避難所における情報は被災者にとって大変重要なものであるため、視覚・聴覚障がい者等の情報の取得が困難である者に対して、音声による情報発信や紙による情報の掲示のほか、要約筆記や手話通訳、障がい者の言葉や動作を理解できる支援員を配置する等、多面的、多重的な情報の発信を行い、確実な情報伝達に努めます。

(5) 保健福祉サービスの提供

発災4日目以降を目安に、介護支援専門員等が、避難所で生活している者で平素から介護サービス等を利用していた避難行動要支援者に対し、①身体状況の確認、②生活環境の確認、③今いる場所で以前の生活が続けられるかの判断、④ケアプラン（サービス）等の継続及び変更の必要性の確認、⑤緊急対応の必要性の確認、⑥緊急入院・入所先の選定を行います。避難所においても必要な介護サービス等を提供します。

ただし、災害発生時等は、医療依存度・緊急性の高い人を最優先としたトリアージが行われる場合があるため、希望の介護サービス等が必ず受けられることを保証するものではありません。

2 避難所外の避難行動要支援者への支援

自宅等の状況により、避難所への避難を必要とせず自宅等にとどまる避難行動要支援者や、車中で避難生活を送る避難行動要支援者についても、被災により日常的な生活が困難になることが予想されるので、必要な物資の供給や保健福祉サービスの提供が可能になるよう努めます。

(1) 情報収集と情報提供

在宅の避難行動要支援者については、避難行動要支援者情報を保有する民生委員児童委員や自治会・自主防災組織等の避難支援等関係者と連携し、情報収集及び必要な情報提供を行うよう努めます。

車中泊避難者の所在の把握については、熊本地震の被災地においてボランティアやNPO等と連携し巡回して把握した事例が報告されていることから、ボランティア等も活用できるよう努めます。

(2) 保健福祉サービスの提供

避難所外の平素から介護サービス等を利用していた避難行動要支援者についても、避難所で生活している（介護サービス等を利用していた）避難行動要支援者と同様に、発災4日目以降を目安に、介護支援専門員等が、ケアプラン（サービス）等の継続及び変更の必要性の確認等を行います。被災した避難行動要支援者に対して、日常的に提供している保健福祉サービスの提供を行うよう努めます。

ただし、災害発生時等は、医療依存度・緊急性の高い人を最優先としたトリアージが行われる場合があるため、希望の介護サービス等が必ず受けられることを保証するものではありません。

(3) 物資の供給

収集した情報をもとに現況を把握し、関係団体や県との協力のもと、流通備蓄等の利用により必要な物資をできる限り速やかに供給できるよう努めます。

3 応急仮設住宅への入居

避難行動要支援者は、避難所での生活が大きな負担となるため、応急仮設住宅が設置された場合には、倒壊や焼失等により住宅が確保できない避難行動要支援者が優先して入居できるよう配慮します。

また、当該仮設住宅については、避難所と同様に避難行動要支援者の生活に配慮した設備等（洋式トイレや段差の解消等）を整備するよう努めます。

さらに、テレビやラジオ等の情報機器や避難行動要支援者の身体の状態等を鑑み、生活物資の供給や保健福祉サービスの提供にも配慮します。

資料編

1 平塚市避難行動要支援者支援制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平塚市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）及び平塚市避難行動要支援者避難支援指針（以下「指針」という。）の定めるところにより、災害時において支援を必要とする高齢者、障がい者等が、地域の中で必要な支援を受けられるようにするための制度を整備することにより、これらの者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において避難行動要支援者とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする次に掲げる者（施設等に入所している者を除く。）を言う。

- (1) 75歳以上のひとり暮らしの者
- (2) 介護保険法による要介護状態区分で3以上の認定を受けている者
- (3) 次の障がい者手帳を所持している者
 - ア 身体障がいの程度が1級又は2級の者
 - イ 知的障がいの程度がA1又はA2の者
 - ウ 精神障がいの程度が1級の者
- (4) 指定難病医療費支給認定患者（人工呼吸器装着等日常生活要支援者）、小児慢性特定疾病児童等（医療的ケアが必要な者）
- (5) 「平塚市避難行動要支援者登録制度」「平塚市災害時要援護者登録制度」登録者のうち、本制度への登録に同意する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか災害時において支援が必要な者

2 この要綱において避難支援等関係者とは、前条に定める避難行動要支援者を普段から見守り、災害時においては可能な限り情報の伝達や安否確認、避難誘導等の支援を行う者であって、市消防本部及び市消防団、神奈川県平塚警察署、民生委員児童委員、自治会及び自主防災組織、高齢者よろず相談センター、市社会福祉協議会をいう。

3 この要綱において避難支援者とは、第1項に定める避難行動要支援者を普段から見守り、災害時においては可能な限り情報の伝達や安否確認、避難誘導等の支援を行う者をいう。

4 この要綱において個別計画とは、避難行動要支援者等から得た情報を利用して、災害時において避難行動要支援者に必要な支援を行うための計画をいう。

5 この要綱において関係課とは、福祉総務課、高齢福祉課、地域包括ケア推進課、障がい福祉課、介護保険課、災害対策課及びその他避難行動要支援者の支援に必要な課をいう。

(名簿情報提供の同意及び情報の登録)

第3条 避難支援等関係者への名簿情報提供に同意する避難行動要支援者は、平塚市避難行動要支援者支援制度届出書兼同意書(様式第1号)(以下「届出書兼同意書」という。)を市長に提出するものとする。なお、避難行動要支援者は、避難支援等関係者の記載に当たって、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

2 前項の手続きについて、避難行動要支援者の身体の状態等により避難行動要支援者本人による必要事項の記載及び提出が困難な場合は、本人の家族等の者が本人に代わりこれを記載し、提出することができる。

3 市長は、民生委員児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者の把握及び登録のために必要な調査を行うことができる。

4 避難行動要支援者は、前項の調査の際、第1項の申請の手続をとることができる。

5 前項の確認を終えた避難行動要支援者に係る情報は、これを避難行動要支援者名簿に登録し、避難行動要支援者情報として登録するとともに関係課間で共有する。

(登録内容の変更)

第4条 登録を行った避難行動要支援者は、登録時に自ら提供した情報について変更が生じた場合には、平塚市避難行動要支援者支援制度登録内容変更・抹消届出書(様式第2号)により、速やかに市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに避難行動要支援者に関する情報を変更する。

3 市長は、避難行動要支援者に関する情報に変更があることを知り得た場合で登録者から第1項の規定に基づく変更の届出がなされないときには、職権により避難行動要支援者に関する情報の変更をすることができる。

(登録完了の通知)

第5条 市長は、登録を行った避難行動要支援者について、平塚市避難行動要支援者支援制度登録完了通知書(様式第3号)を送付する。

(登録の取消)

第6条 市長は、避難行動要支援者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、登録を取り消す。

- (1) 避難行動要支援者が名簿登録の抹消を希望したとき
- (2) 避難行動要支援者が死亡したとき
- (3) 避難行動要支援者が市外に転出したとき
- (4) 避難行動要支援者が入院もしくは入所等により自宅に戻れる見通しが立たないとき
- (5) 避難行動要支援者が第2条の各号いずれにも該当しなくなったとき
- (6) 避難行動要支援者の所在が不明なとき

(避難行動要支援者名簿の作成)

第7条 市長は、地域防災計画及び指針の定めるところにより、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から

保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求める。

（名簿情報の利用及び提供）

第8条 市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画及び指針の定めるところにより、避難行動要支援者が属する地域の自治会・自主防災組織、民生委員児童委員、市社会福祉協議会、市消防本部及び市消防団、神奈川県平塚警察署、高齢者よろず相談センターその他の避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供する（高齢者よろず相談センターは、名簿情報の対象者を原則65歳以上に限定する）。ただし、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（避難行動要支援者避難支援登録台帳の作成及び提供）

第9条 第3条第1項に規定する届出書兼同意書の提出に基づき、個々の避難行動要支援者に対する避難行動要支援者登録台帳（以下「登録台帳」という。）を作成する。

2 登録台帳の原本は市長が保管し、その写しを避難行動要支援者名簿とともに提供

する。登録台帳の写しの提供に当たっては、第8条第2項及び第3項の規定を準用するものとする。

(受領書兼誓約書の提出)

第10条 第8条第2項若しくは第3項及び第9条第2項の規定により避難行動要支援者名簿及び登録台帳の写しを受領した者は、速やかに避難行動要支援者名簿及び登録台帳(写)受領書兼誓約書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(避難支援等関係者等による支援)

第11条 避難支援等関係者等は、受領した避難行動要支援者名簿及び登録台帳の写しの情報を活用して避難行動要支援者に対し次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 災害時における避難誘導、救出活動、安否確認及びそれらの活動を行うための個別計画の作成
- (2) 前号の活動を容易にするために日常生活において行う声かけ、相談
- (3) その他状況により必要な支援

(秘密保持義務)

第12条 第8条第2項若しくは第3項及び第9条第2項の規定により避難行動要支援者名簿及び登録台帳の写しの提供を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の当該避難行動要支援者及び登録台帳の写しの記載された情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該避難行動要支援者名簿及び登録台帳の写しに係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 避難支援等関係者等は、避難支援に必要な範囲を超えて、避難行動要支援者名簿、登録台帳の写し及びこれらに記載された情報を利用してはならない。
- 3 避難支援等関係者等は、避難行動要支援者名簿及び登録台帳の写しを紛失しないよう適切に保管するとともに、その内容を支援に関係ない者に知られないよう適切に管理しなければならない。また、避難支援等関係者の任を引き継ぐ場合は、後任者に避難行動要支援者名簿及び登録台帳の写しを適切に引き継がなければならない。
- 4 避難支援等関係者等は、避難行動要支援者名簿及び登録台帳の写しを紛失したときは、速やかに市長に報告しなければならない。
- 5 避難支援等関係者等は、避難行動要支援者名簿及び登録台帳の写しに記載された情報のうち、登録の抹消、当該登録者の死亡及び転居その他の理由により、避難支援に利用する必要がなくなった情報を、速やかに市に返却しなければならない。

(市の責務)

第13条 市は、この要綱に基づき実施される避難行動要支援者支援制度について、次の事項について配慮しなければならない。

- (1) 支援が必要な避難行動要支援者からの登録を促進するため、地域との連携等による普及啓発を実施する。
- (2) 地域の支援組織づくりに当たっての指導・助言等必要な支援を実施する。
- (3) 市長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、

自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は気象庁その他の国の機関及び都道府県知事から災害に関する予報若しくは通知を受けたときは、地域防災計画及び指針の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。

- (4) 市長は、前項の規定により必要な警報又は通知を伝達するに当たっては、要配慮者が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮する。
- (5) 市長は、法令または防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年2月18日から施行する。
(平塚市避難行動要支援者登録制度実施要綱の廃止)
- 2 平塚市避難行動要支援者登録制度実施要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行前に旧要綱第4条第2項に規定する避難支援等関係者へ提供された名簿情報を活用した旧要綱第9条の規定による避難支援等関係者による支援及び当該名簿情報に関する旧要綱第10条に規定する避難支援等関係者に係る秘密保持義務については、なお従前の例による。

平塚市避難行動要支援者支援制度届出書兼同意書

(提出先) 平塚市長
 記入日 西暦 年 月 日

避難行動要支援者本人 署 名 _____

(代筆の場合のみ) 本人との関係
 代筆者 氏 名 _____ ()

連絡先 _____

私は、「平塚市避難行動要支援者支援制度」の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。また、私が届け出た以下の事項を市が、市関係課、市消防本部及び市消防団、神奈川県平塚警察署、民生委員児童委員、自治会及び自主防災組織、高齢者よろず相談センター、平塚市社会福祉協議会、その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対して提供し、情報を共有することについて同意します。

本人の 情報	フリガナ			生年	(西暦)	
	氏名	(男・女)		月日	年 月 日	
	住所	〒 _____ 平塚市		電話		
				FAX		
	区分 (当てはまる要件の□に☑印)	<input type="checkbox"/> 75歳以上ひとり暮らし (□要支援1、□要支援2、□要介護1、□要介護2、□要支援・要介護認定は受けていない) <input type="checkbox"/> 要介護認定3以上 (□要介護3、□要介護4、□要介護5) <input type="checkbox"/> 障がい者 (身体1級・身体2級・知的A1・知的A2・精神1級) <input type="checkbox"/> 指定難病医療費支給認定患者 (人工呼吸器装着等日常生活要支援者)、小児慢性特定疾病児童等 (医療的ケアが必要な者) <input type="checkbox"/> 「平塚市避難行動要支援者登録制度」「平塚市災害時要援護者登録制度」登録者のうち、本制度への登録に同意する者 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※長期入院・施設入所等により自宅にいない場合は対象ではありません。				
家族構成 (本人含む)	昼間: 人		夜間: 人			
緊急時の 連絡先	氏名	本人との続柄		電話番号		
					(自宅・勤務先)	
					(携帯)	
					(自宅・勤務先)	
				(携帯)		

支援が必要となる理由を選んでください。(当てはまる番号に○印)			
1. 一人暮らし等のため、安否の確認に不安がある。			
2. 災害情報等を受け取ることや危険を察知することが難しい。			
3. 避難所等への迅速な移動が、自力又は家族のみでは難しい。			
4. その他 (自由記載) ()			
避難時に配慮してほしいこと(特に知っておいてほしいこと)をお書きください。			
<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 			
避難支援者	氏名	住所	電話番号
		平塚市	
		平塚市	
所属自治会名		担当民生委員児童委員名	

◆登録についての注意◆

- ・書き方については、別紙の参考例を参照してください。
- ・災害発生時等の支援の方法を決めるのは地域であるため、避難支援者を指定しても別の方の支援になる場合もあります。
- ・避難支援者による支援は法的な責任や義務を負うものではありません。
- ・この制度は、災害発生時等に必ず支援されることを保証するものではありません。
- ・登録完了後、登録完了通知を送付します。
- ・代理の方の申請等により、別の住所に登録完了通知の送付を希望される場合は次の欄に記載をお願いします。

別の登録者とは送付先	送付先氏名	住所	電話番号
	(登録者との関係)		

- ・変更の申し出がない限り継続的に避難支援等関係者に情報提供を行いますが、市が知りうる情報について変更が生じた場合には、職権にて修正させていただきます。なお、修正した情報についても地域に情報提供を行います。
- ・病院への長期入院や施設入所、市外転出、市内転居が判明した場合は、本人からの届け出がなくても、登録を削除・変更します。
- ・その他届け出内容に変更が生じた場合は、別様式の変更届を市に提出してください。

行政使用欄

平塚市避難行動要支援者支援制度登録内容変更・抹消届出書

(提出先) 平塚市長
 記入日 西暦 年 月 日

避難行動要支援者本人 署 名 _____

(代筆の場合のみ) 本人との関係
 代筆者 氏 名 _____ ()

連絡先 _____

私は、「平塚市避難行動要支援者支援制度」で登録した情報に
 (変更 (以下に変更内容を記載) ・ 抹消)
 が生じたので以下のとおり届け出ます。

また、私が届け出た以下の事項を市が、市関係課、市消防本部及び市消防団、神奈川県平塚警察署、民生委員児童委員、自治会及び自主防災組織、高齢者よろず相談センター、平塚市社会福祉協議会、その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対して提供し、情報を共有することについて同意します。

【変更内容】(【本人の情報】を記入の上、変更がある項目を記載してください。)

本人の情報	フリガナ			生年	(西暦)	
	氏名	(男・女)		月日	年 月 日	
	住所	〒 _____		電話		
		平塚市		FAX		
	区分 (当てはまる要件の□に ☑印)	<input type="checkbox"/> 75歳以上ひとり暮らし (□要支援1、□要支援2、□要介護1、□要介護2、□要支援・要介護認定は受けていない) <input type="checkbox"/> 要介護認定 (□要介護3、□要介護4、□要介護5) <input type="checkbox"/> 障がい者 (身体1級・身体2級・知的A1・知的A2・精神1級) <input type="checkbox"/> 指定難病医療費支給認定患者 (人工呼吸器装着等日常生活要支援者)、小児慢性特定疾病児童等 (医療的ケアが必要な者) <input type="checkbox"/> 「平塚市避難行動要支援者登録制度」「平塚市災害時要援護者登録制度」登録者のうち、本制度への登録に同意する者 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※長期入院・施設入所等により自宅にいない場合は対象ではありません。				
家族構成 (本人含む)	昼間: 人		夜間: 人			
緊急時の連絡先	氏名		本人との続柄		電話番号	
					(自宅・勤務先)	
					(携帯)	
					(自宅・勤務先)	
				(携帯)		

支援が必要となる理由を選んでください。(当てはまる番号に○印)			
1. 一人暮らし等のため、安否の確認に不安がある。			
2. 災害情報等を受け取ることや危険を察知することが難しい。			
3. 避難所等への迅速な移動が、自力又は家族のみでは難しい。			
4. その他 (自由記載) []			
避難時に配慮してほしいこと(特に知っておいてほしいこと)をお書きください。			
<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 			
避難支援者	氏名	住所	電話番号
		平塚市	
		平塚市	
所属自治会名		担当民生委員児童委員名	

◆登録内容変更についての注意◆

- ・登録内容変更では、登録完了通知は送付しません。
- ・代理の方の申請等により、別の住所に配付物などの送付を希望される場合は次の欄に記載をお願いします。

別の送付先登録者とは	送付先氏名	住所	電話番号
(登録者との関係)			

行政使用欄

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

避難行動要支援者支援制度登録完了通知書

（宛先）

《登録者氏名》 様

平塚市長
（公印省略）

あなた様から申請のありました避難行動要支援者情報について、平塚市避難行動要支援者支援制度に基づき、平塚市避難行動要支援者登録台帳に登録いたしましたので、お知らせいたします。

また、登録された情報については、市関係課、市消防本部及び市消防団、神奈川県平塚警察署、民生委員児童委員、自治会及び自主防災組織、高齢者よろず相談センター、平塚市社会福祉協議会、その他の避難支援等の実施に携わる関係者に提供いたします（高齢者よろず相談センターは65歳以上の方のみ）。

《所属自治会名》

《担当民生委員児童委員氏名》

《担当高齢者よろず相談センター》（65歳以上の方のみ）

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

避難行動要支援者名簿等受領書

（宛先）
平塚市長

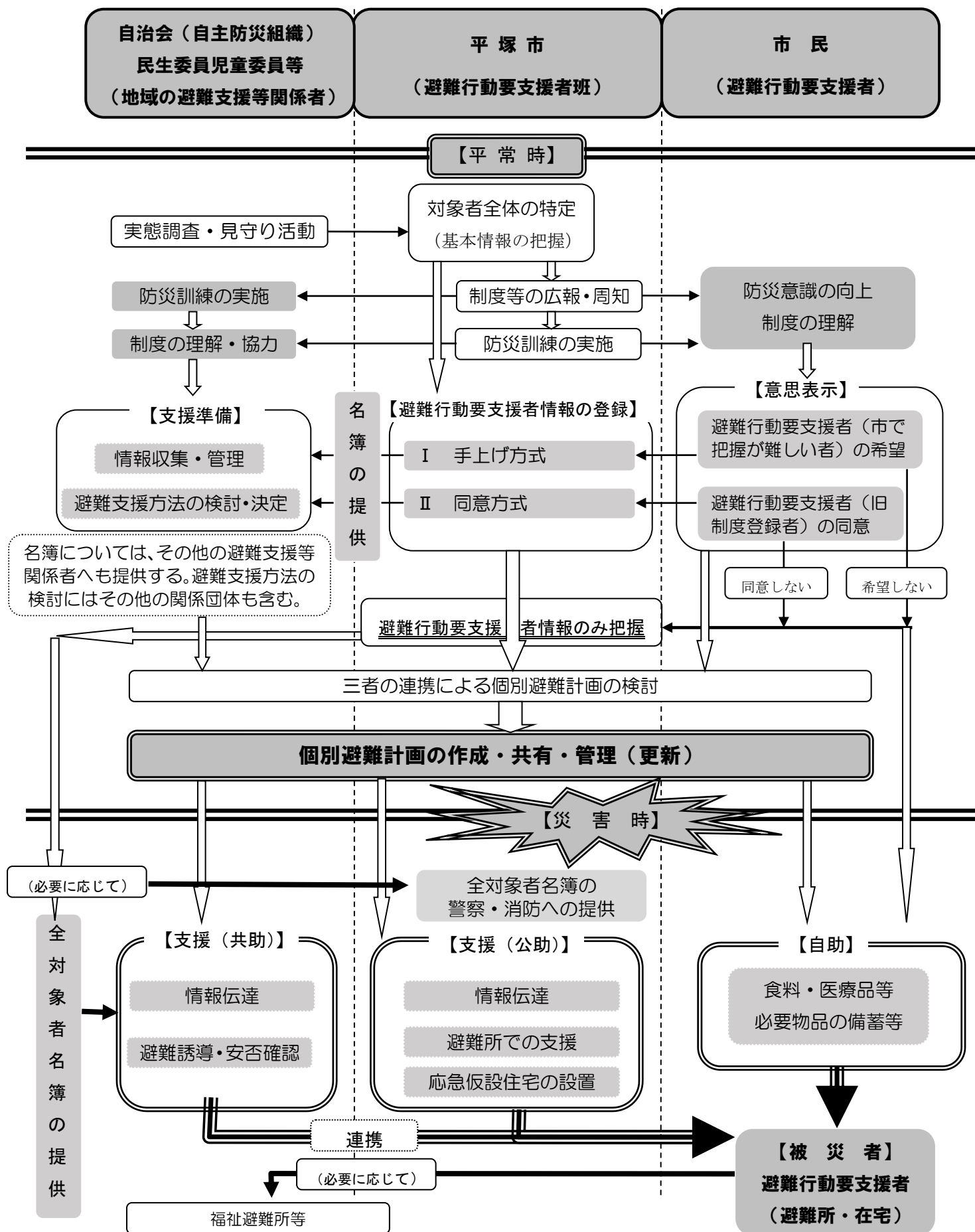
住所 _____

氏名 _____

所属 _____

平塚市避難行動要支援者支援制度実施要綱に基づき、避難行動要支援者名簿等（自治会及び民生委員児童委員は避難行動要支援者の登録台帳（写）含む）を受領しました。

2 避難行動要支援者対策イメージ

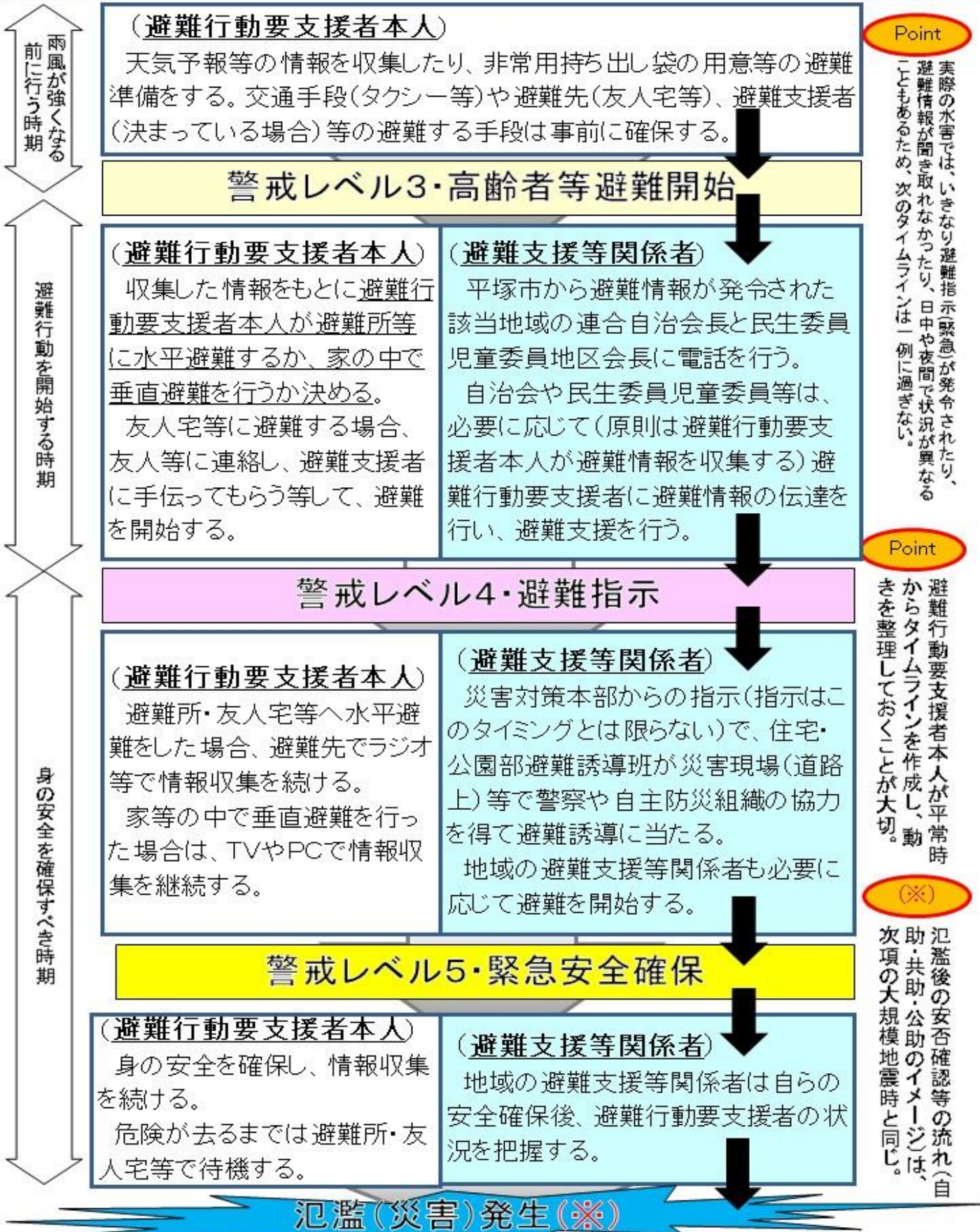


3 避難支援における役割分担一覧

		平常時 (第2編第1章)						災害発生時等 (第2編第2章)					
		情報の共有			避難体制の構築			避難行動支援			避難生活支援		
		取り組み方針の策定・体制構築の推進	避難行動要支援者名簿の作成	同意確認	名簿提供・名簿更新	個別避難計画の作成	日頃の見守り	福祉避難所の開設	制度等の周知・訓練	避難情報等の発令・伝達	安全確認	避難(移動)支援(救助含む)	指定避難所→福祉避難所、緊急入所等
◎ 中心または主体的な役割 ○ 連携により取組む	災害対策課	◎	○	◎	◎	○		◎	◎				
	福祉総務課	○	○	○	◎	○		○					
	高齢福祉課	○	○	○	○	○	○	○				◎	
	地域包括ケア推進課	○	○	○	○	○	○	○				◎	
	障がい福祉課	○	○	○	○	○	○	○				◎	
	介護保険課	○	○	○	○	○	○	○					
	市民課		○										
	協働推進課								○				
	平塚市消防				○				○			◎	
	平塚市消防団				○				○			◎	
平塚警察署				○				○		○	◎		
民生委員児童委員				◎				○		○		○	
自治会				◎				○		○		○	
自主防災組織				○				○		○		○	
高齢者よろず相談センター				○				○				○	
平塚市社会福祉協議会				○				○		○		○	
避難支援者										◎		○	
関係団体等	神奈川県平塚保健福祉事務所			○								○	
	福祉事業者等											○	○

4 台風や大雨時の災害発生までの避難行動要支援者におけるタイムライン(例)

津波の場合は時間的余裕がなく、率先避難が優先されるため異なる。地震の場合は災害発生後からの動きとなる。



5 大規模地震（災害）発生以降の共助と公的支援の連携イメージ

大規模地震（災害）発生

発災直後

地域住民（自治会、自主防災組織、民生委員児童委員等）自らが安全確保を行う。家族の安否確認等を行う。

自助

自分の安全確保・家族の安否確認等

発災後（安全確保後）～3日以内※目安

平常時に地域で構築したルール（一時（いつとき）避難場所）に集まった後にチームディフェンス方式やマッチング方式を取る等）に基づき、地域住民が避難行動要支援者名簿を使った安否確認・避難支援（救出・救助含む）を実施する。

平塚市は、医療救護部救護班（保健師）の指定避難所巡回結果等を活用し、避難行動要支援者班がスクリーニング会議を行い、福祉避難所や二次的避難所に移送する者を決める。

共助（避難行動要支援者の安否確認・避難支援を実施）

避難行動要支援者名簿を使った安否確認・避難支援

3日～1週間※目安

地域住民は、安否が確認できない避難行動要支援者について避難所運営委員会（避難部）に報告する。

避難所運営委員会（避難部）は、避難者名簿と照合し、安否不明者（行方不明者）について災害対策本部（総務部安否情報班）に報告する。

また、避難所運営委員会等は、避難行動要支援者及び傷病者等を福祉避難所や二次的避難施設、医療機関へ移送する。

公的支援につなぐポイント

災害対策本部から、警察・消防・自衛隊（派遣要請した場合）等に避難行動要支援者の内、安否不明者の情報を提供する（なお、大規模地震時は、災害対策本部に平塚警察署員が派遣されているため、災害対策本部内で情報共有できる）。

公助

警察・消防・自衛隊等による安否不明者の搜索

(※)

タイムラインではなく自助・共助・公助のイメージ。

Point

避難行動要支援者だけでなく、出来る範囲で、地区全体の住民の安否確認を行う。

Point

安否不明者は避難行動要支援者以外にもいるが、ここでは避難行動要支援者の場合で整理した。

Point

これは一例であり、救出・救助のケースでは速やかに公的支援につなぐことが必要な場合もある。警察等は発災直後からこの流れと別に搜索等を行っている。

参考文献・計画等（要綱や対応マニュアルは除く）

内閣府（防災担当）

『避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針』（平成25年8月）

『福祉避難所の確保・運営ガイドライン』（平成28年4月）

厚生労働省

『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン』（平成16年12月24日（平成22年9月17日改正））

神奈川県

『災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針』（平成31年3月）

『避難所マニュアル策定指針』（平成30年3月版）

茅ヶ崎市

『茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画（全体計画）』（平成29年4月）

藤沢市

『藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画』（平成30年4月）

平塚市防災会議

『平塚市地域防災計画 一地震災害対策計画一』（平成30年1月改訂）

『平塚市地域防災計画 一風水害等対策計画一』（平成30年1月改訂）

『平塚市地域防災計画 一資料編一』（平成30年1月改訂）

平塚市 災害対策本部 医療救護部

『福祉避難所開設・運営基本マニュアル』（平成27年1月）

平塚市

『平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画〔第7期〕平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）』（平成30年3月）

『平塚市障がい者福祉計画（第3期）』（平成27年3月）

平塚市、社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会

『平塚市地域福祉リーディングプラン 別冊』（平成31年3月）

『平塚市地域福祉リーディングプラン 別冊』（平成31年3月）

全国民生委員児童委員連合会

『災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針 民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針 改訂第3版』（平成31年3月）

株式会社ぎょうせい

『逐条開設 災害対策基本法〔第三次改訂版〕』（平成28年3月）

平塚市避難行動要支援者避難支援指針

令和2年（2020年）2月

改正 令和4年（2022年）9月

改正 令和5年（2023年）3月

編集発行 平塚市市長室災害対策課

〒254-8686

平塚市浅間町9-1

電話 0463-21-9734

FAX 0463-21-1525